

今治市農林水産業振興計画

—食と農のまちづくりをめざして—



平成25年6月

今治市

ごあいさつ

本市では、平成17年1月16日、新設合併では全国に類を見ない12市町村という大きな枠組みでの市町村合併を果たしました。そして、山村・島嶼地域から平地地域まで、多くの気象条件等環境条件が異なる地域が、地域独自の農林水産業振興を図ってきました。しかし、第1次産業を取りまく環境は、価格の低迷、従事者の高齢化や荒廃農地や荒廃林地の増加など、一段と厳しさが増す状況にあります。

このような状況の中、農業者の努力により、安全安心で新鮮な農産物を生産し、市民の消費生活において、大きな役割を果たしております。その上、生産基盤であります農地は、農業生産という本来の目的だけではなく、山間及び中山間地帯では、市民にとって貴重な水の貯水池的役割を果たし、また、多島美で知られる島嶼部では、みかん畑が景観の一部となり、多くの市民及び観光客にうるおいや安らぎを与える場所として、重要な役割を担っております。

漁業者におきましては、来島海峡で育った新鮮でおいしい魚介類を市民の食卓へ提供する大きな役割を果たしております。その上、貴重な水産資源を後世に残すため、厳格な規格による捕獲、稚魚等の放流及び漁場整備等日夜努めて頂いております。

林業者におきましては、市民の水瓶となる森林整備に努められ、市民の憩いの場として重要な役割を担っております。

また、漁業者は、森林整備に協力し豊かな海を育てることを進めており、自然を介して林業・農業・漁業は、食料生産以外に自然環境や多くの生きものとの共生等大きな役割を果たしております。

当市は地域性を活かし、新たな今治市農林水産業を確立するために、「今治市食と農のまちづくり条例」の趣旨を踏まえ、「地域特性を活かした農林水産業経営基盤の強化」「地域資産としての役割を踏まえた農地・森林・漁場の保全」「市民との連携・協働による身近な農林水産業の推進」の3つを視点とする「今治市農林水産業振興計画」を策定しました。

計画は、本市の農林水産業施策を展開していくための指針となるものですが、農林水産業関係団体をはじめ、関係農林水産業者の皆様の共通の指針となれば幸いです。

「今治市農林水産業振興計画」の今後の推進にあたり、市民の皆様のご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

平成25年6月

今治市長 菅 良二

目次

はじめに

1 計画策定の趣旨	1
2 計画の期間	1
3 他の計画との関係	1
4 計画の役割	2

第1章 今治市の農林水産業の状況及び課題

1 本市の農林水産業を取り巻く状況	3
2 今治市の現状と課題	4
3 地域（旧市町村）における状況	9

第2章 今治農林水産業の基本的な考え方

1 基本目標	1 2
2 農林水産業振興を3つの視点から	1 3
3 3つの視点からの施策	1 5

第3章 アクションプログラム

1 9

第4章 今治市の自給率について

1 自給率の推移と展望	4 0
2 人口減少の推移と展望	4 2

第5章 国政等に対する対応について

4 5

第6章 各地域別農業の状況（2010年農林業センサスより）

4 6

はじめに

1 計画策定の趣旨

国は、「食料・農業・農村基本法」において、食料の安定供給を確保し自給率の向上を図ることを旨としました。その中で、国内自給率の目標を50%としていますが、食料の安定供給の確保は厳しい状況にあります。

本市においても、農業従事者の高齢化と後継者不足により、農地の荒廃等多くの問題を抱えています。一方、消費者は、直売所及び大型店舗の地元農産物コーナーなどに置かれている安全安心で新鮮な地元の農産物を求めています。

「森林・林業基本法」では、森林の有する多面的機能の発揮を基本理念の一つとして、長期的視点に立って緑の社会資本である森林づくりを推進しております。

本市においても、長年水源としての森林の機能維持に努めておりますが、林業従事者の高齢化及び新規の従事者の減少、並びに木材価格の低迷により、荒廃森林が増加傾向にあり、その対策が急務となってきています。

「水産基本法」においては、水産物の安定供給の確保を基本理念の一つとして、健全な食生活の基礎としての重要な水産物を将来にわたって安定的に供給するため、水産資源の適切な保存管理等を推進しています。

本市においても、漁業者の協力を得ながら、魚の種類別に漁獲できる大きさを定め、稚魚の放流等により資源の保護に努めてきましたが、農林業と同様に若者の従事者の減少と価格の低迷等により、水産物の安定供給対策が必要となってきています。

そこで、平成18年に制定した「今治市食と農のまちづくり条例」を基本指針とし、今回「今治市農林水産業振興計画」を作成することとしました。

2 計画の期間

本計画の期間は、平成25年度から平成29年度までのおおむね5年間とします。

3 他の計画との関係

(1) 「食料・農業・農村基本計画」(平成22年3月 国)

「食料・農業・農村基本計画」は、「食料・農業・農村基本法」で掲げられた食料の安定供給の確保、多面的機能の発揮、農業の持続的な発展及び農村の振興を基本理念に、基本方向を具体化し、それを的確に実施していくための基本的な計画として策定されました。

その後、平成22年3月に、社会情勢の大きな変化により、消費者の食への安全・安心への関心の高まり、農業者の高齢化及び減少による生産構造の脆弱化等深刻な危機的状況があり、新たな「食料・農業・農村基本計画」が策定されました。

(2)「森林・林業基本計画」(平成23年7月 国)

森林は、安全で安心できる暮らしを実現するために重要な国土の保全、水源のかん養等の多面的機能の発揮を通じて国民全体に恩恵をもたらす、経済社会のあり方と深く結び付いた「緑の社会資本」であり、その恩恵を将来にわたって永続的に享受できるようにしていくことが重要である。

また、林業は、人と環境に優しい素材で、我が国が世界に誇る「木の文化」を形成してきた木材をはじめ、様々な林産物を産出する産業であり、生産基盤である森林の持続的な利用を経営の前提としていることから、その持続的かつ健全な発展は、森林の有する多面的機能の発揮を通じた豊かで潤いのある国民生活の確保のために不可欠である。

このような認識の下、今後の森林及び林業に関する各種施策の基本的な方向を明らかにするため、「森林・林業基本計画」が策定されました。

(3)「水産基本計画」(平成24年3月 国)

水産業・漁村については、全般的に水産資源の状況の悪化が進行しているにもかかわらず、世界的な水産物需要の高まりが見られる一方、我が国漁業における就業者の減少・高齢化により生産構造が脆弱化するなど、かつてない情勢の変化が進み、まさに今、水産政策は早急に解決すべき新たな課題に直面している。

このような状況下、水産物の安定供給の確保及び水産業の健全な発展に向け、水産に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、「水産基本計画」が策定されました。

(4)「今治市総合計画」(平成18年12月 市)

「今治市総合計画」は、平成17年1月の市町村合併により、新市の将来像を“ゆとり彩りものづくり みんなで奏でる 海響都市 いまばり”として示し、今後10年間の進むべき方向と重要事業等を明らかにするものであります。農業の振興は、ものづくりを通じた産業交流のまちづくりの中に位置付けられ、重要プロジェクトとして、「食と農のまちづくり」と農業経営基盤の強化が取り上げられております。

4 計画の役割

本計画は、環境条件が異なる地域からなる本市の置かれている状況を把握し、解決策を見出すため具体策を、生産者と消費者双方の立場から意見を頂き、「食と農のまちづくり委員会」で検討を重ねてきました。

結果、今治市の農林水産業者及び関係機関等、更には市民を含めた幅広い方々での地域農林水産業の振興指標となるものです。

第1章 今治市の農林水産業の状況及び課題

1 本市の農林水産業を取り巻く状況

農業においては、近年の農畜産物の輸入自由化等に起因し、農畜産物の価格は低迷し、農業者は生産意欲を低下させ、生産量も減少の一途を辿っています。その結果、食料自給率は40%を切る危機的状況であり、世界的には人口増加による食料需要の増大、地球温暖化による干ばつ、バイオエネルギー需要及び原油の高騰による生産資材の上昇等食料需給に関する不安定化要因が顕在化しており、不測時における食料安全保障が急務となっています。

また、食品偽装表示、輸入農産物の残留農薬及びBSE問題等により、消費者は食料の安全性について不安を増大させており、「安全、安心」な農産物を求めています。

林業においては、森林の有する多面的機能の発揮のために重要な役割を果たす林業生産活動は停滞し、林業就業者の減少及び高齢化が進むとともに、木材については、品質及び性能の明確な製品に対する需要に十分対応できていない状況にあります。

また、京都議定書により、国内の森林の整備及び保全とこれを支える国産材の利用の推進を通じた二酸化炭素の吸収量の確保が緊急の課題となっています。

水産業においては、水産資源の状況の悪化が進行し、就業者の減少・高齢化により脆弱化するなど、早急に解決すべき新たな課題に直面しています。

本市の主要な農業物である柑橘は、温州みかんの価格低迷により、栽培農家の生産意欲を低下させ、また、樹園地の多くが斜面であるため、高齢による体力の低下により、耕作放任園が増え、生産量が大幅に減少しています。また、水田を利用した土地利用型農業に至っては、長年続く生産調整及び米価の下落により経営の安定が見えないため、後継者不足及び農業従事者の高齢化により、条件不利地では耕作者が見つからず、不作付地が増加しており、生産性が大幅に減少している状況にあります。

しかし、平成19年度から始まった品目横断的経営安定対策により、農業生産法人が設立され、個別経営体から集団的経営体へと移行し、地域の農地を地域で維持する気運は高まりましたが、平成22年度に始まった戸別所得補償制度により、将来の農業の方向性が見えず困惑している状況にあります。また、中山間地域等直接支払制度、農地・水保全管理対策等に取り組み、生産基盤である農地及び関連施設の維持に努めている状況にあります。

続いて、本市の林業は、木材価格の低迷により、木材の伐採搬出経費が出ず採算割れを起こす状況であり、生産管理意欲を低下させ、放置した森林が増加している状況にあります。

しかしながら、本地域は降水量が少なく、渇水により市民生活に影響を与えることもたびたびある地域であることから、以前より水源林として、公有林を整備してきました。また、国も二酸化炭素を吸収する森林を効率的に整備するための施策を展開しているところでもあります。

最後に、本市の水産業は、魚価の低迷と漁獲量の減少により、収益が上がらない状況に

あります。養殖についても、資材の高騰等により大変厳しい状況にあります。また、食事の欧米化により、魚離れが進み、消費の減少傾向にあります。

2 今治市の現状と課題

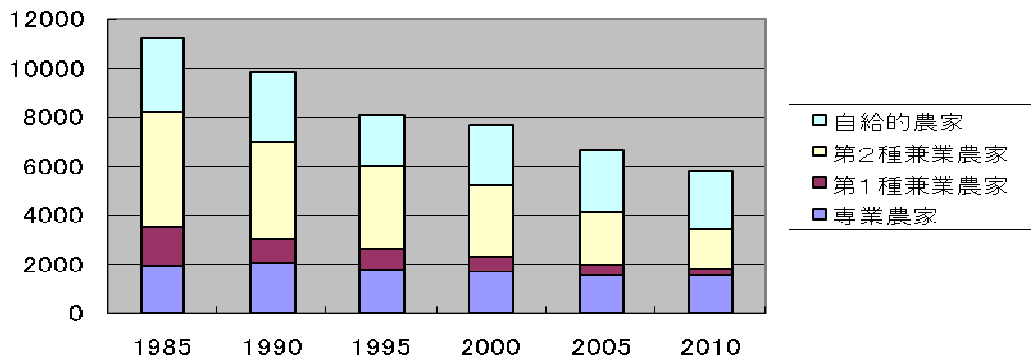
今治市は、愛媛県の東北部に位置し、瀬戸内海のほぼ中央部に突出した高縄半島の東半分を占める陸地部と世界有数の多島美を誇る瀬戸内海の大小の島々で形成された島嶼部からなり、山間部から島嶼部まで変化に富んだ地形となっています。自然条件は、瀬戸内海気候に属し、年平均気温15～16℃、年間降水量900～1,300mm程度の温暖寡雨な気候であります。面積は、419.68km²で、農地は24%、山林は53%を占めています。人口は、166,532人（22年）であり、年々減少傾向にあります。

今治市の農業の状況は、2010年世界農林業センサス等によると、総農家数5,810戸 耕地面積5,450ha 農業就業人口5,399人（男性2,588人 女性2,811人）で、年々減少傾向にあります。

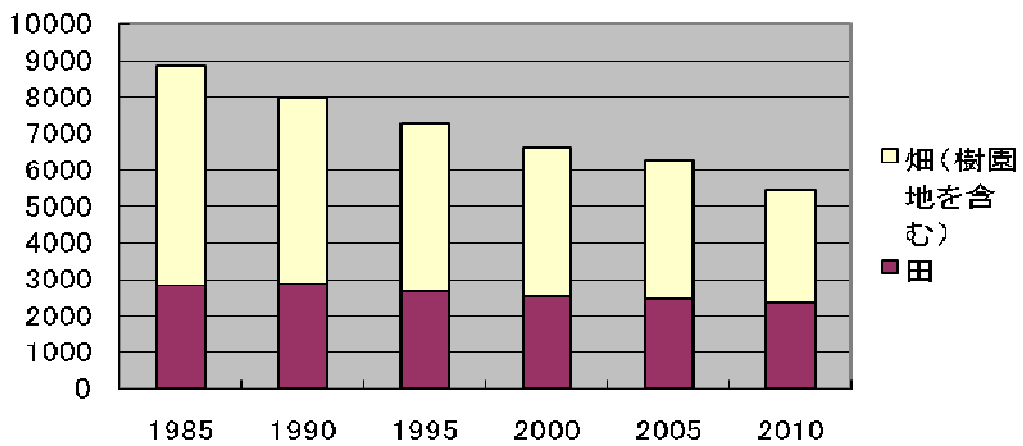
林業の状況は、2010年農林業センサスによると、林業経営体数108組織 林野面積 22,401ha で、林業による収入があった経営体は、ごく一部であり、多くは森林所有者としてのみであります。

水産業の状況は、2008年漁業センサスによると、漁業経営体数 867経営体 就業者数 1,234人 漁船数 約1,000艘であり、年々減少傾向にあります。

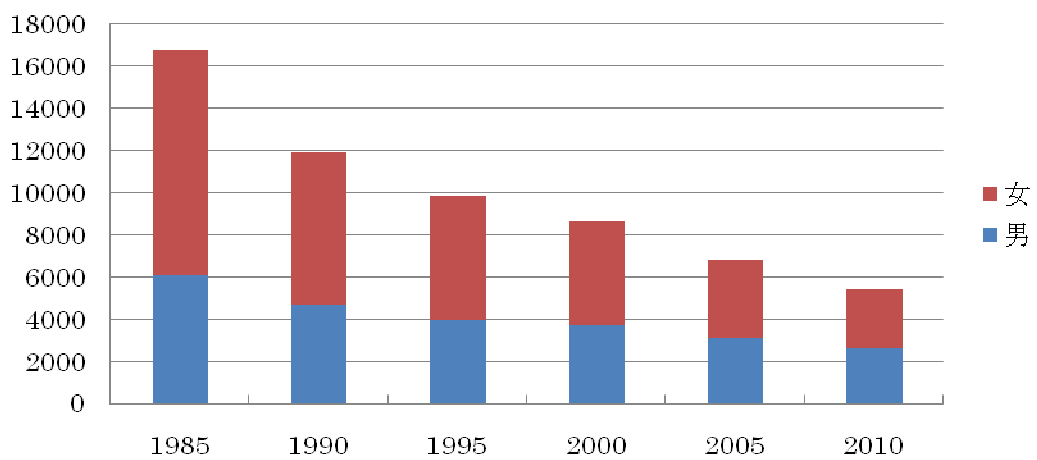
農家数の推移



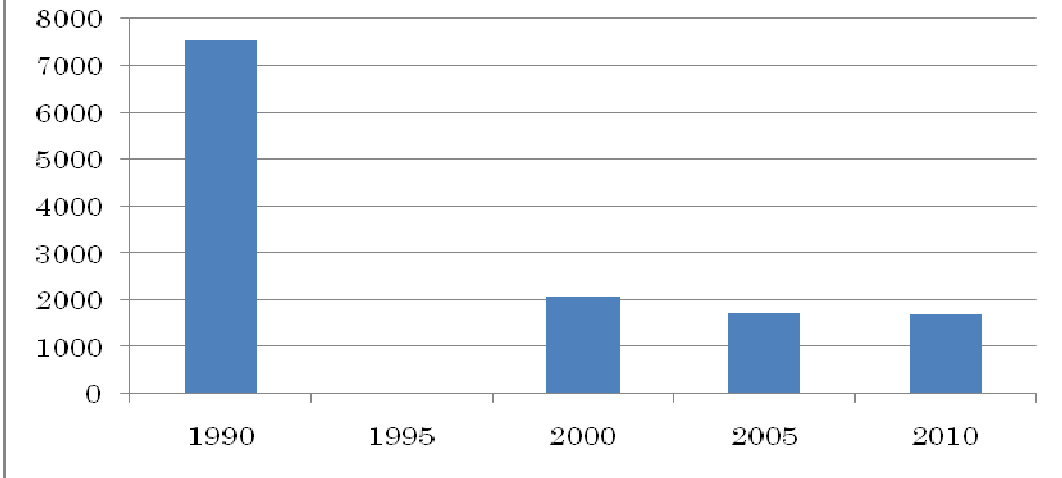
耕地面積推移



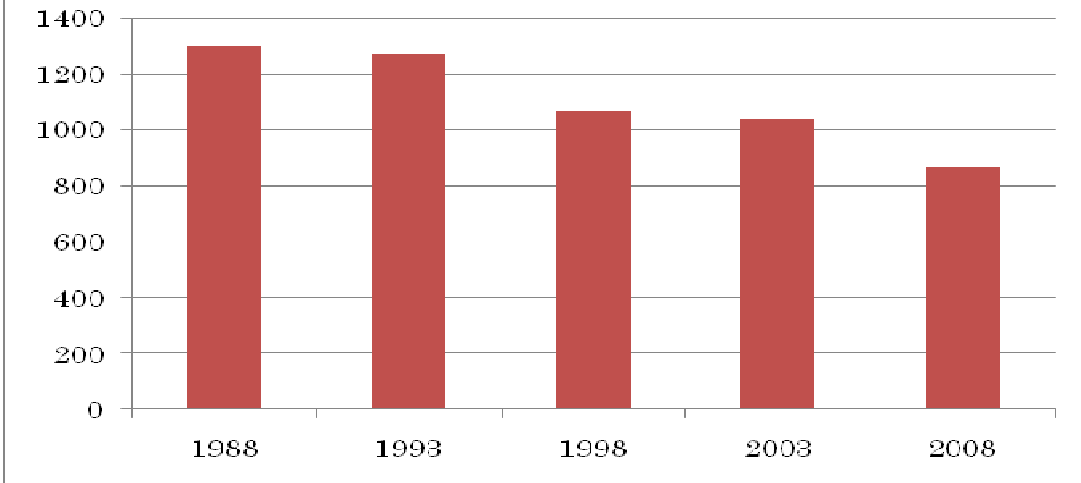
農業就業人口



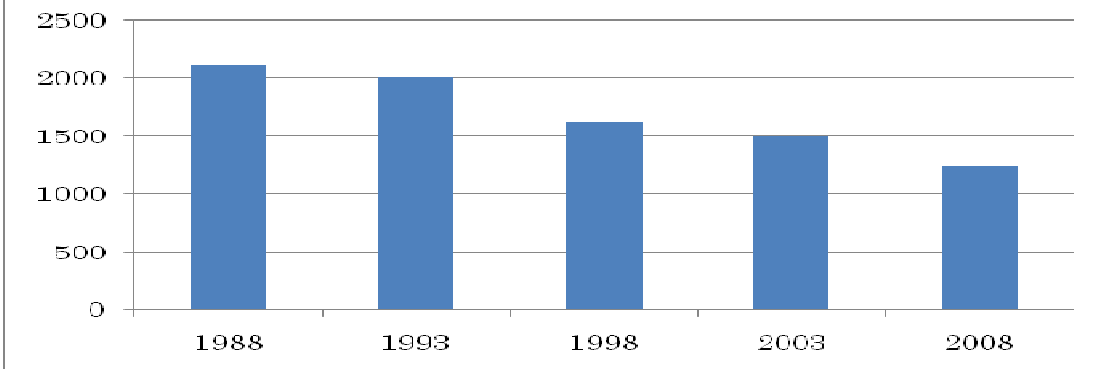
林家数



漁業経営体数



漁業就業者数



1. 耕作農地・森林の荒廃

今治市の農業を考えると、耕地面積の半分が樹園地であるが、機械化が進まず急傾斜地が多いため、農業人口の減少にともなう労働力不足により、樹園地の減少が進んでいます。

これは、果樹の価格が高かった昭和30年代に山間地を開墾し面積拡大を図ったが、生産条件不利地が多く、その結果、条件不利地の園地から山林に還っている状況であります。

また、農地の貸借については、高齢者にとっては、戦後の農地改革等の経験による抵抗感があり、農地の流動化が進んでいません。その上、相続等により市外の方が所有し、農地としての管理を十分行うことが出来ない状況が多く見受けられます。

林業の場合、かつては中山間地や山間地の農業者が林業に従事していたが、木材価格の低迷等により他産業への従事が増え、林業の従事者が減少し、手入れがなされていない放置林が多くなってきています。そのため、水源かん養機能等が低下し、土砂の流出等災害の発生が懸念される状況が見受けられます。

2. 労働力の低下

少子高齢化社会により、農林水産業者の高齢化が進んでおり、また、農林水産物価格の低迷により後継者の就業も進まない状況にあり、当市の農林水産業生産能力は大幅に減少しています。そのような中で、農業においては、退職就農者等新たな農業従事者を育成していくため、滞在型市民農園・農業講座・有機農業市民農園等施策を行っていますが、大きな状況改善には至っていません。

3. 経営形態の変移

水田農業については、一部の認定農業者及び集落営農組織等が規模拡大を目指していますが、大半の農業者は零細であり、農機具等の施設に大きな投資を行っており経営的に成り立っていない状況にあります。また、集落営農組織等規模拡大を図っている経営体に至っては、国策の変化により大きく経営が左右される状況にあり、一定の設備投資は押さええる成果はありますが、経営的には補助金等がなければ成り立っていない状況にあります。

果樹栽培については、労働力不足により個人の経営規模の拡大も頭打ちの状況であり、農地の集積も永年作物であるため進まない状況にあります。そのような中で、一部では園地の基盤整備を契機に組織化がなされ、集団防除等の作業効率を上げる取組がなされています。

兼業農家等にあつては、農協の直売所等により新たな販路が出来たことにより、小さな農家が生産物を販売することが可能となったことで、女性の生産者が増加し、新たな農業従事者として地域農業を支える状況になってきています。

林業及び漁業については、個人経営がほとんどであり、法人化等の経営の近代化は図られていない状況のままです。

4. 農林水産業者の経営状況

農林水産物の価格低迷及び原油高騰による資材費の上昇により、農林漁家の所得は減少しています。これは、新たな農林水産業の後継者が出来ない要因であり、また、現在進行中の TPP 等により、国内農林水産業の先行きが見えない状況に不安をおぼえ、新たな後継者が 1 次産業への就業に踏み切れない状況にあります。

5. 農林水産業生産高の状況

農業については、瀬戸内の温暖な気候を利用した柑橘栽培が盛んであり、農業生産高においても果樹が 32% を占めており、地域の農業の柱となっています。果樹においては、温州みかんといよかんが耕作面積の約 7 割を占め、産地としての主力品目として大手市場と取引を行っていますが、価格の低迷により、より高価格な品種に取り組む必要があり、晩柑類を中心に新たな品種に更新を進めています。

野菜については、気候条件に恵まれているため、多品目多品種の野菜が栽培されており、単一品目に特化した産地を形成していません。ただ、施設野菜（キュウリ・トマト・なす）を中心に専業農家が行っており、生産量を維持していますが、露地野菜（キュウリ・レタス等）については、価格が不安定であるため、生産量が大幅に減少しています。

米については、国策である米の生産調整により、水田の約 6 割の作付面積しか配分がなく、今後も米の消費動向を見た場合、増える要因は少ないと推測されます。また、栽培品種はヒノヒカリが大半を占めており、規模拡大をするためには、作業の段取りを考慮すると収穫時期が違う品種を導入する必要があると思われます。

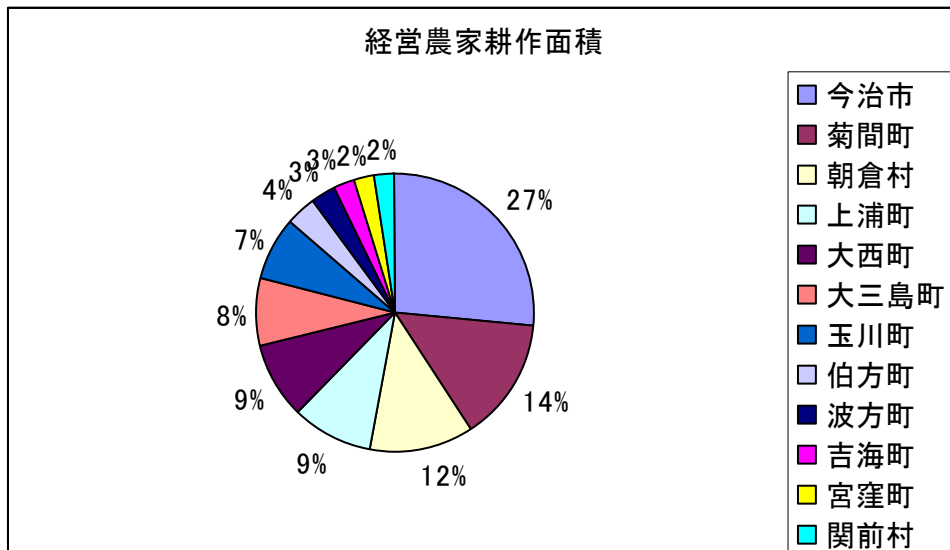
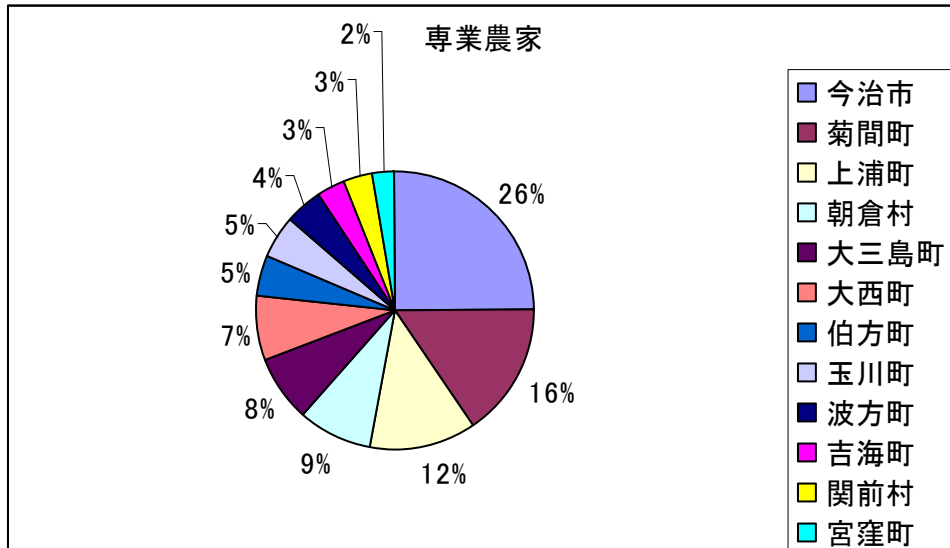
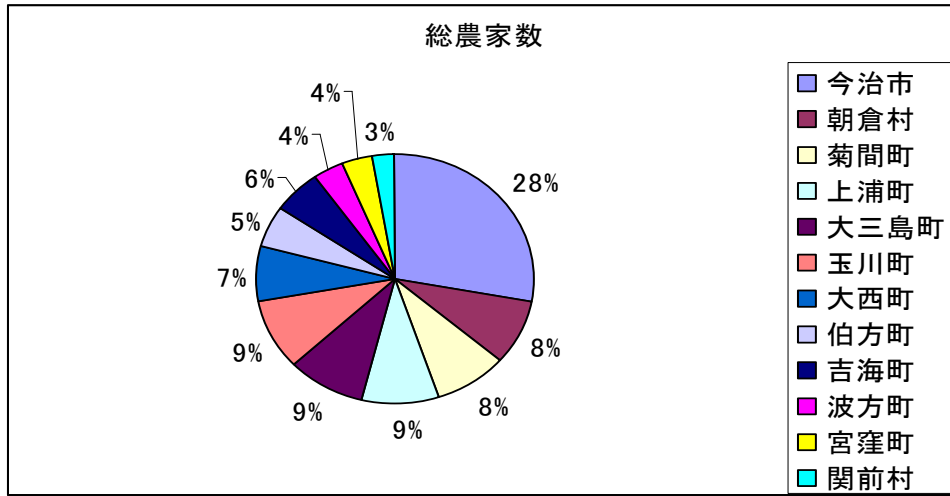
麦については、以前は水稻の裏作として裸麦を多くの農家が栽培しており、高品質な裸麦産地として愛媛の裸麦を支えていました。しかし、農業者の兼業化等により麦の生産量は減少傾向にあります。

林業につきましては、戦後植林した杉や檜が、材木として利用できる樹齢となっておりませんが、木材価格の低迷と林業従事者の減少により、伐採搬出による経費が販売価格を上回る状況にあるため、林業の生産額は、極わずかです。

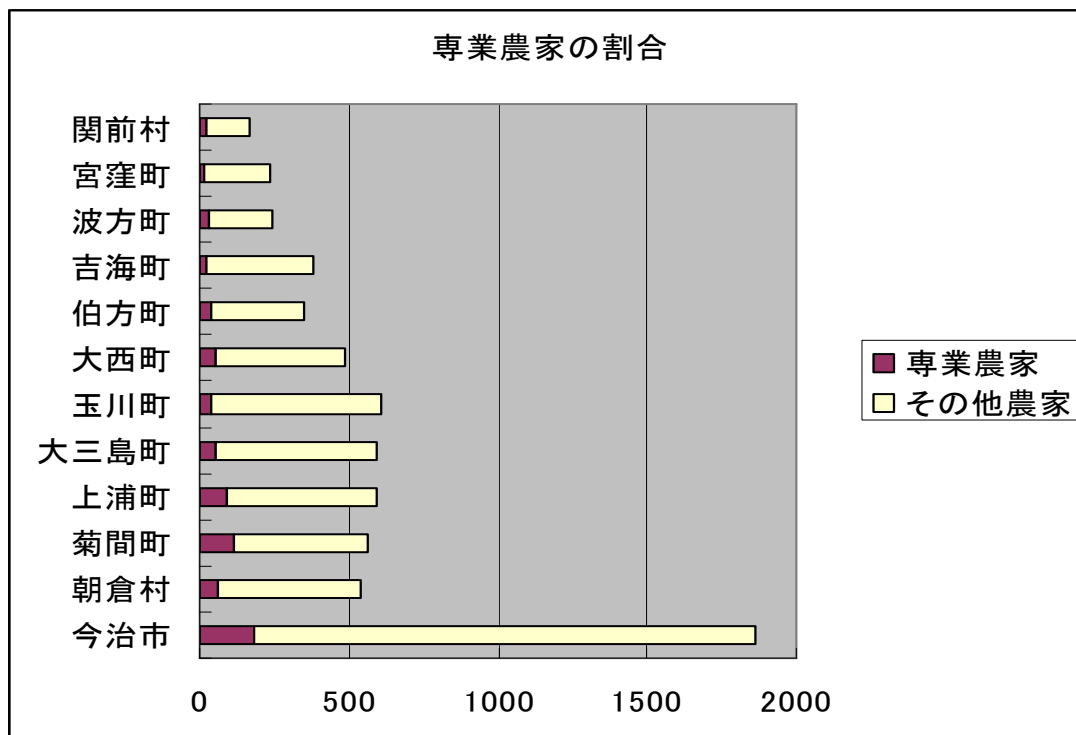
水産業につきましては、農産物と同様に価格の低迷及び燃料重油の高騰等経費の大幅増加により、生産高は減少傾向にあります。また、養殖についても、餌の価格の上昇等経費が大幅に上がったが、価格に反映する事が出来ず厳しい状況にあり、生産高は減少傾向にあります。

3 地域（旧市町村）における状況

1. 農業

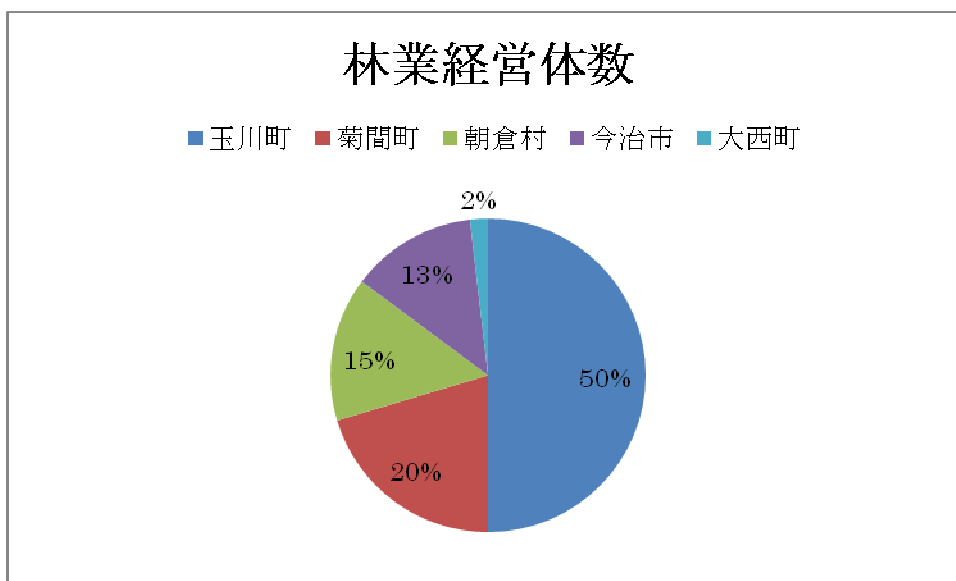


旧市町村別に見れば、農家数・専業農家数・経営農家耕地面積とも、旧今治地区が約25%を占めています。



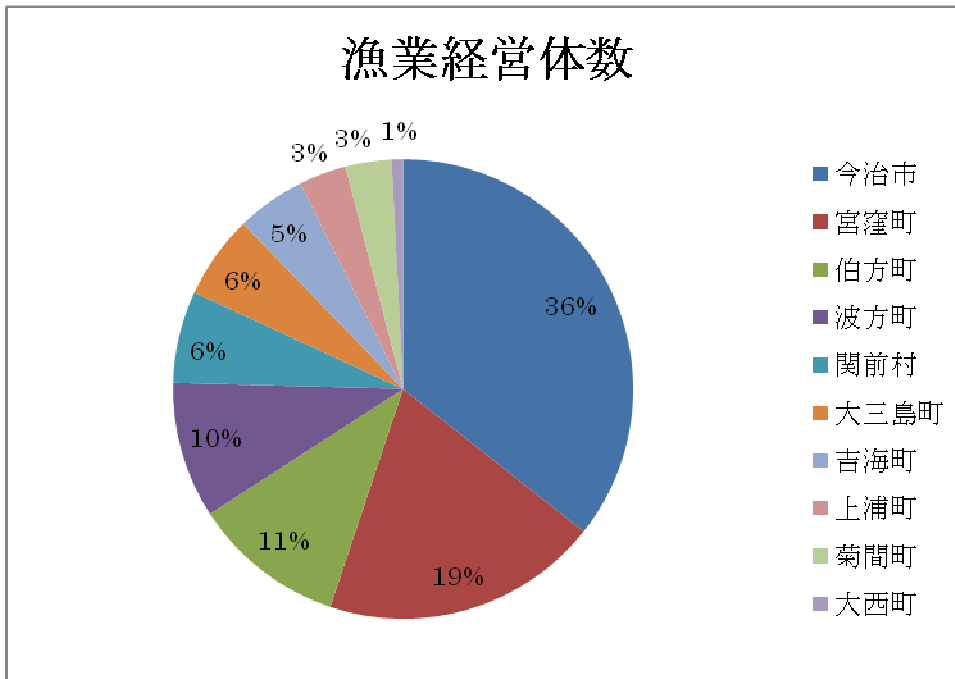
菊間地区は、専業農家の割合約20%と高く、続いて上浦地区が約15%と続いており、市内でも農業が盛んな地域であります。逆に玉川地区・宮窪地区・吉海地区は6%と低く、それ以外の地区も10%程度であり、専業農家率は全般的に低い状況にあります。

2. 林業



林業経営体の約半分が、玉川地区であり、菊間地区、朝倉地区、旧今治地区が残りをおさめている状況であります。

3. 水産業



旧市町村別にみれば、漁業経営体数の36%を旧今治地区が占め、続いて宮窪地区が19%であり、この2地区で全体の約半分を占めています。

また、販売金額別経営体数で見た場合、1億を超える経営体は、宮窪地区と伯方地区にあり、養殖が盛んな地域となっています。

第2章 今治農林水産業の基本的な考え方

1 基本目標

・ ・ ・ 農林水産業の再生、持続、発展へ

農林水産業の大きな役割は、食料の供給にあります。しかし、現在、国の食料自給率は、40%を切り、海外に食料の多くを依存している状況であります。そのため、近年世界的に多発している異常気候や世界的な人口増加等により、食料の輸入は不安定な状況にあります。

今治市においては、この温暖な気候と山間部から島嶼部までである地域性を活かし栽培される農産物や瀬戸内の豊かな水産物等を地元で消費し、地域の自給率を向上させるため、市民に安全でおいしい食料を安定して供給できる体制を確立することが重要になってきています。

また、地域資源として、森林や山間部から中山間地域等の水田においては、水源としての涵養機能を有し、島嶼部の柑橘園地においては、多島美の風景の一部として観光資源としての役割を有していることから、保全に努める必要があります。

平成18年9月に「今治市食と農のまちづくり条例」が制定され、農林水産業を市の基幹産業の一つと位置付け、食料の地域自給率の向上を図りながら安全な食料の安定供給体制の確立を積極的に推進し、また、農林水産業の役割等を広く消費者に理解を求め、地産地消と食育の実践を推し進めていくこととしております。

今回の今治市農林水産業振興計画は、これらの視点から市町村合併によって生まれた新たな今治らしさ、今治の特色を活かした施策の展開が求められており、今治の農林水産業の基本目標を「農林水産業の再生、持続、発展へ」とします。

2 農林水産業振興を3つの視点から

新たな今治農林水産業の基本目標「農林水産業の再生、持続、発展へ」に基づき、次の3つの視点から振興に取り組んでいきます。

☆ 地域特性を活かした農林水産経営基盤の強化

農業の経営基盤の強化を図るため、付加価値のある農畜産物の生産技術普及、規模拡大による生産コストの削減、特産品の研究開発、消費者ニーズを把握した安全安心な農畜産物の生産及び供給体制の確立とともに、農業者の育成確保はもとより、新たな販路拡大など経営改善の取り組みを支援します。

水産業の経営基盤の強化を図るため、ブランド化を図り有利販売する取り組み、加工品や新たな冷凍技術等による消費者ニーズにマッチした商品開発を支援します。また、新規の就業者の確保や高級魚類の養殖等新たな取り組みも支援します。

林業については、森林を保全するため、林業従事者の確保育成を支援します。なお、効率的な森林保全作業に必要な林道等の整備も支援します。

☆ 地域資産としての役割を踏まえた農地・森林・水産資源の保全

農地については、農業従事者の高齢化、担い手不足や相続等による細分化あるいは不在地主の増加により耕作放棄地が増加しています。また、市街化区域においては、相続税等の社会情勢により、宅地化が進み、大幅に減少しています。

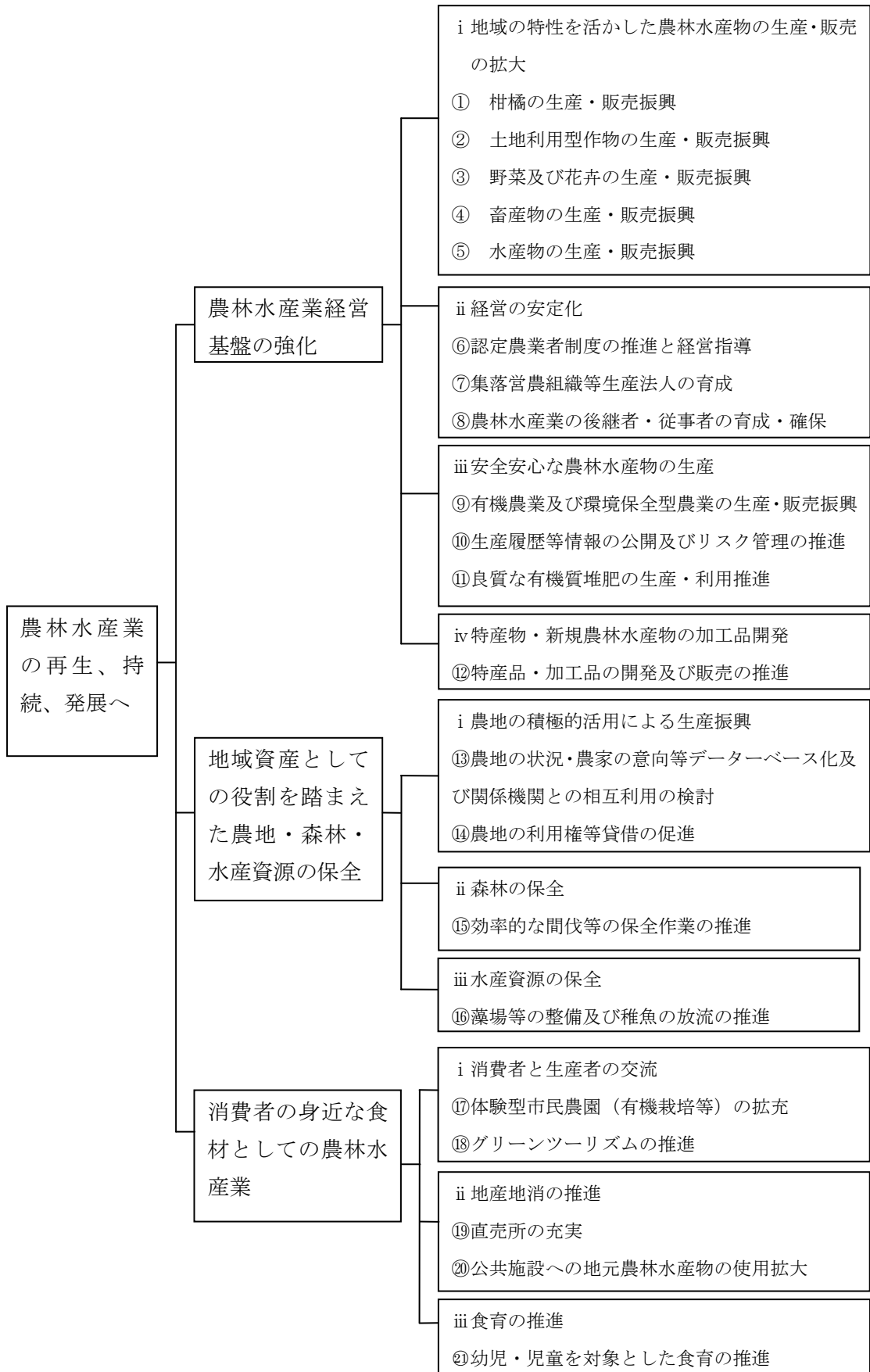
農村・山村・漁村風景は、地域の財産であり、また、水田や山林に至っては水源の涵養機能及び調水機能を有しており、これらの効果は、地域住民が享受し得るものがあります。このような役割を持つ農地や山林の保全を図るために、農地については、適正な管理と利用の促進等を円滑に行えるよう農業委員会、農業者、農協等の連携をより密にし、協力する体制づくりを確立し、地域の農地の有効利用を進め、山林については、間伐等必要な手入れができる体制を、森林組合、林業者、行政等が連携して整え、補助事業等を活用しながら、保全を図ります。

水産資源については、稚魚の放流や藻場の育成を進め、保全を図ります。

☆ 市民との連携・協働による身近な農林水産業の推進

生産と消費が隣接する今治市の農林水産業の特色を活かし、市民と連携した農林水産業を進めるために、市民農園をはじめ農林水産業を体験する機会のあり方の検討を行い、消費者と生産者の交流の場所としての直売所の整備等を支援します。また、学校給食への地元農水産物使用を進め、食育と併せて食と農林水産業について理解を深める活動を進めます。

農林水産業振興計画の施策の概要



3 3つの視点からの施策

3つの視点から掲げた21項目の施策の概要について説明します。

視点1 農業経営基盤の強化

i 地域の特性を活かした農林水産物の生産・販売の拡大

① 柑橘の生産・販売振興

気象及び地形条件が異なる本市の特色を活かし、適地適作に基づいた品種構成を見直し、長期供給体制を構築し有利販売を図ります。なお、販売メリットのある有望品種については、早期に産地化を図り、地域のブランド品として他産地との差別化を図ります。

また、栽培面積が多い温州みかん及びいよかんについては、価格に対応した省力化栽培技術の確立に努めます。

② 土地利用型作物の生産・販売振興

土地利用型作物の代表である米・麦・大豆については、地域食料自給を考える上で重要な品目であります。米については、全国的に生産過剰の状況であります。本市においては、水田面積の約4割を生産調整しており、市内の米消費量分を生産していない状況にあります。また、麦・大豆については、加工用原料としての需要もあり、生産面積の拡大が求められています。

土地利用型作物については、設備投資を抑え、効率的な栽培・作業体系ができる集落営農等地域集団の育成を図ります。また、地形的条件等において、効率化が困難な山間部及び中山間地域については、付加価値の高い有機栽培米等に取り組み、反収が下がるが販売単価が上がることで収益が増える栽培体系を推進します。

③ 野菜・花卉の生産・販売振興

ハウス施設による野菜・花卉については、収益が見込めるため、比較的若い農業者が栽培に取り組んでおり、今後も担い手育成の観点から振興する必要があります。

野菜については、他産地との差別化を図るため、県認証のエコ愛媛あるいは特別栽培に積極的に取り組んでおり、消費者の認知度を高め、安全安心ブランドとしての地位を確立し、生産者の所得向上を図ります。

花卉については、特に消費者のニーズにより価格が形成されるため、販売の情報収集に努め、販売計画に基づき市内の生産者が一体的な栽培に取り組み、ブランド力を高め、生産者の所得向上を図ります。

④ 畜産物の生産・販売振興

飼料を海外に依存しており、近年の飼料価格の高騰等により、経営は大変厳しい状況にあります。ついては、BSE問題等によりトレーサビリティに取り組み、消費者の安全・安心を得ながら販売促進を図ります。また、稲わら等の活用を図り、飼料の海外依存率の低減に努めます。

⑤ 水産物の生産・販売振興

限りある水産資源を維持するため、漁獲できる大きさ等、管理の徹底を図ります。

また、漁業者の経営安定を確保するため、加工業者や流通業者と協力しながら、ブランド化を図り、有利販売を図ります。

ii 経営の安定化

⑥ 認定農業者制度の推進と経営指導

農業経営基盤強化促進法に基づく認定農業者の制度を普及します。その事により、より多くの認定農業者の経営状況について、経営診断等を実施し、安定した経営体の育成を図ります。

⑦ 集落営農組織等生産法人の育成

農業者の高齢化兼業化により、農地を引き受けてくれる専業農家が不在な地区もあり、農地保全の観点からも地域の農地を保全する地域住民による集落営農組織等を育成する必要があるため、関係機関と協力しながら育成を図ります。

⑧ 農林水産業の後継者・従事者の育成・確保

現状の農業の状況においては、新規の若者が就農するには、不安材料が多く大変厳しい状況にあります。

そのためには、若年層の就農者については、価格的に安定している施設野菜が経営の基盤となるよう国の助成制度を活用しながら取り組みます。また、自らの経営感覚を磨くため、情報交換及び研修を行えるよう機会を作ります。

そのほか、地域の農業を守るため、退職後就農する中高年齢者及び女性を対象に、農業技術指導等を実施し、新たな農業従事者として位置付け、関係機関と協力しながら育成を図ります。

また、林業・水産業においても、同様、または、農業以上に厳しい状況にあります。そのため、国の研修制度等を活用し、新たな従事者の確保に努めます。

iii 安全安心な農林水産物の生産

⑨ 有機農業及び環境保全型農業の生産・販売振興

有機農業及び環境保全型農業は、環境への負荷を低減する農業であり、国も「有機農業の推進に関する法律」を制定し、新たな農業の形として推し進めております。市としては、別途「有機農業振興計画」を策定し、有機農業等の栽培技術の普及、指導体制整備及び消費者等一般市民の理解の増進を図り、販売量の拡大に努めます。

⑩ 生産履歴等情報の公開及びリスク管理の推進

消費者の農畜産物に対する信用を確保するため、農業者自ら生産履歴を記帳し、残留農薬等のリスクに対応が出来るよう推進します。なお、自ら生産工程を管理・点検し、改善策を見出すため、GAP手法（自ら農業生産工程の管理を点検し、農産物の安全確保のみならず、環境保全、農産物の品質の向上、労働安全の確保等に有効な方法）の普及を図ります。

⑪ 良質な有機質堆肥等の生産・利用推進

農業生産を行う上で、土づくりが基本であります。しかし、化学肥料を多用してきた現在の農業では、地力が低下しており、病害虫の被害を受けやすく農薬等を使

用しなければ、安定した生産が困難となっています。また、有用な有機質資材を十分に活用していない状況にあります。

このような有用な有機質資材を活用し、微生物等の自然の循環機能を活かし、簡易で良質な有機質堆肥を製造する技術の普及を図り、資源の有効活用と良質な堆肥の投入により地力の回復を図ります。

iv 特産物・新規農畜産物の開発

⑫ 特産品・加工品の開発及び販売の推進

地元農水産物の高付加価値化を目指し、新たな特産品や加工品の取り組みに対する支援を行います。特に加工品については、農林漁家の経営の安定を図るために必要であり、また、女性が特に活躍できる部門であります。女性が起業と活躍できるよう支援に努めます。

視点2 地域資産としての役割を踏まえた農地、森林、水産資源の保全

i 農地の積極的活用による生産振興

⑬ 農地の状況・農家の意向等データベース化及び関係機関との相互利用の検討

農地の現状把握は、旧市町村の単位で大きく異なっており、統一した基準により調査を進め、その状況を農地台帳等により一元的に管理し、地図化あるいは集計等必要な情報が得られるようデータベースの構築を図ります。

また、農家の意向調査や農業関係者の情報等をデータベース化し、関係者が情報を共有し、新たに耕作放棄になりそうな農地を積極的に利用権等の設定をし、発生防止に努めます。

⑭ 農地の利用権等貸借の促進

高齢化及び地域外所有者により、耕作を放棄した農地が増加しており、特に樹園地については、栽培条件が悪い急傾斜地の園地や自然災害（塩害等）を受けやすい園地において地域全体で耕作を放棄した農地が、原野化しています。

このような状況を踏まえ、地域住民と協力しながら守るべき地域を定め、各種事業を活用し、農地の保全及び遊休農地の解消を図ります。

また、利用権等貸借の制度を活用して、特に樹園地については、永年作物の栽培であるため、10年から20年の長期貸借が望まれることから、関係機関と協力しながら推進を図ります。

ii 森林の保全

⑮ 効率的な間伐等の保全作業の推進

木材価格の低迷及び林業従事者の高齢化により、放置林が増加し、森林の涵養機能等が大幅に低下し、豪雨等による自然災害が懸念される状況にあります。このため、効率的な間伐等の施業計画を策定し、順次整備作業を行い、森林機能の回復を図ります。

iii 水産資源の保全

⑩ 藻場等の整備及び稚魚の放流の推進

消費者の魚離れによる消費の減少に伴う魚価の低迷や燃料価格等の上昇により、その経営は大変厳しい状況にあります。しかし、家畜の飼料が、ほとんど海外に依存している現状において、昔から食べられている地場の魚は、地域にとって重要な食材であります。ついては、安定した漁獲量を確保するために、藻場等の環境整備を行い、また稚魚の放流を行うことにより、将来にわたる水産資源の確保を図ります。

視点3 消費者の身近な食材としての農林水産業

i 消費者と生産者との交流

⑪ 体験型市民農園（有機栽培等）の拡充

現在、市民農園を市が2ヶ所、農協が2ヶ所開設していますが、制度の改正により、農家が市民農園を開設することも可能となっています。ついては、市民の方に農業に対する理解をより深めて頂くため、農家が市民農園を開設・運営するにあたり、助成及び助言等積極的に取り組んでいきます。

⑫ グリーンツーリズムの推進

グリーンツーリズムとは、農山漁村地域において自然、文化、人々との交流を楽しむ滞在型の余暇活動と言われており、特に島嶼部においては、多島美である瀬戸内の自然があり、農業・漁業の両方が体験できる農家民泊も開業されています。今後も、都市住民等地域外の人との交流の機会として推進を図ります。

ii 地産地消の推進

⑬ 直売所の充実

地域の農林水産物を地域の消費者に理解していただく交流の場所として、直売所の充実を図っていきます。

⑭ 公共施設等への地元農林水産物の使用拡大

食育をする上で、地元の農水産物を使用した給食は、大変重要であります。このため、給食用農産物生産者の組織を育成し、より身近な農産物が学校で利用できるように、推進していきます。また、保育園等の公共施設においても、地元の農畜産物の使用を図るよう努めていきます。

iii 食育の推進

⑮ 幼児・児童を対象とした食育の推進

食育は、生きる上での基本であって、知育、徳育及び体育の基礎となるべきものと位置付けるとともに、様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てる食育を推進することが求められています。幼児を対象としたキッズキッチン及び小学校の食育授業を通じ、実践できる力を養えるよう推進を図ります。

第3章 アクションプログラム

①柑橘の生産・販売振興

<p>1 施策項目 視点1 農林水産業経営基盤の強化 i 地域の特性を活かした農林水産物の生産・販売の拡大</p>																								
<p>2 施策体系 適地適作に基づいた品種構成を見直し、長期供給体制を構築し有利販売を図ります。温州みかん及びいよかんについては、価格に対応した省力化栽培技術の確立に努めます。</p>																								
<p>3 現状と課題</p> <p>現状</p> <ul style="list-style-type: none"> ・温州みかん及びいよかんについては、販売価格が低迷し、再生産価格を下回る年がある。 ・新品種の導入に際し、園地の生産条件・農家の栽培技術及び出荷体制等があまり考慮されず、農家ごとでの品質格差が大きく、また共同販売における数量確保が困難な状況にある。 ・一部の施設を要する品種については、その導入が出来ていないため、品質が悪く、新品種のイメージを悪くしている。 ・高齢化による放任園地が増え、生産量が減少している。 <p>課題</p> <ul style="list-style-type: none"> ・温州みかん・いよかん等低価格柑橘の生産コスト削減技術 ・新品種の導入農家の生産技術強化 ・耕作放棄園地の介在により病害虫の発生及び鳥獣被害防止対策 																								
<p>4 取り組み</p> <p>(1) 温州みかん・いよかんについては、コスト削減および省力化を目指した栽培指針の設定に取り組む。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○低コスト栽培で成功している産地の調査・研究をする。 ○市内にて、実証試験を行う。 ○地区ごとにモデル園地を設置し、普及を図る。 <p>(2) 新品種の導入農家に対し、改植及び施設補助を受けるための要件として、導入の前及びその後の研修等への参加を義務付け、品質の高均一化を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○新品種の導入農家に対し、今後5年間の栽培管理及び施設の導入計画を示し、農家の取り組み姿勢を確認した上で、国等の助成を受け改植事業を行う。 ○改植から3・4年目において、園地の状況及び講習の参加状況等を審査し、施設及び資材導入助成の優勢順位の根拠とし、やる気や技術力がある農家が優位な補助事業を利用できる制度を構築する。 																								
<p>5 成果・目標</p> <p>(1) 温州みかん及びいよかんについては、生産コストを150円/kgで収益がでる栽培方法を検証する。</p> <p>(2) 新品種(紅まどんな・甘平等)については、施設等の導入により、高品質果実率を10%高める。</p>																								
<p>6 年次</p> <p>(1)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;"></td> <td style="width: 20%; text-align: center;">H25</td> <td style="width: 20%; text-align: center;">H26</td> <td style="width: 20%; text-align: center;">H27</td> <td style="width: 20%; text-align: center;">H28</td> <td style="width: 20%; text-align: center;">H29</td> </tr> <tr> <td></td> <td colspan="2" style="text-align: center;">研究・調査 ←</td> <td style="text-align: center;">実証実験 →</td> <td colspan="2" style="text-align: center;">← モデル園地・普及 →</td> </tr> </table> <p>(2)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;"></td> <td style="width: 20%; text-align: center;">H25</td> <td style="width: 20%; text-align: center;">H26</td> <td style="width: 20%; text-align: center;">H27</td> <td style="width: 20%; text-align: center;">H28</td> <td style="width: 20%; text-align: center;">H29</td> </tr> <tr> <td></td> <td colspan="2" style="text-align: center;">検討・周知</td> <td colspan="3" style="text-align: center;">実施 →</td> </tr> </table>		H25	H26	H27	H28	H29		研究・調査 ←		実証実験 →	← モデル園地・普及 →			H25	H26	H27	H28	H29		検討・周知		実施 →		
	H25	H26	H27	H28	H29																			
	研究・調査 ←		実証実験 →	← モデル園地・普及 →																				
	H25	H26	H27	H28	H29																			
	検討・周知		実施 →																					

②土地利用型作物の生産・販売振興

<p>1 施策項目</p> <p>視点1 農林水産業経営基盤の強化</p> <p>i 地域の特性を活かした農林水産物の生産・販売の拡大</p>																															
<p>2 施策体系</p> <p>設備投資を抑え、効率的な栽培・作業体系ができる集落営農等地域の組織を育成し、安定した品質の農産物の生産を推進します。</p> <p>地形的条件等において、効率化が困難な山間部及び中山間地域については、付加価値の高い有機栽培米等に取り組み、手取りが増える栽培体系を推進します。</p>																															
<p>3 現状と課題</p> <p>現状</p> <ul style="list-style-type: none"> ・米の消費量の低下により、過剰供給状態であり、価格が大幅に下落し、経営が困難な状況である。 ・兼業及び高齢化により、水路管理等農業施設の維持管理が困難になって来ている。 ・国の戸別所得補償制度に参加している農家は、全体の約2割である。 <p>課題</p> <ul style="list-style-type: none"> ・集落営農組織等地域組織の育成及び経営の安定化を図る。 ・経営を安定させるため、加工用露地野菜等新たな事業への展開を検討する。 ・高付加価値の稲作の技術体系を検討し、普及を図る。 																															
<p>4 取り組み</p> <p>(1) 集落営農等の育成及び経営の安定化を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○旧町村単位で1集落、モデル集落を設定し、重点指導を実施する。 ○組織化をするに当たり、国の事業を活用しながら、農業機械整理及び導入を図る。 ○法人化した組織に対し、経営安定のため、新規作物等新たな事業への展開を図る。 <p>(2) 有機栽培等付加価値を付けた、稲作栽培の検証及び普及を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○有機栽培の技術調査及び検証をする。 ○栽培指針及びモデル田を設置し、普及を図る。 ○販売先を調査・検討をする。 																															
<p>5 成果・目標</p> <p>(1) 玉川・菊間・今治地区において、モデル集落地区を設定し、集落営農組織を設立する。また、既存生産組織に対し、年1回程度経営等の指導を関係機関と連携して行い、経営の安定化を図る。</p> <p>(2) 水源地区（朝倉・玉川）において、実験水田を設置し、有機栽培に関する技術体系を研究・実証をし、地域に合った技術体系を構築し、普及を図る。</p>																															
6 年次	<p>(1)</p> <table border="0"> <tr> <td></td> <td>H25</td> <td>H26</td> <td>H27</td> <td>H28</td> <td>H29</td> </tr> <tr> <td></td> <td colspan="2">← 地区の選定</td> <td colspan="2">← 集落の状況調査</td> <td>→ 組織の設置</td> </tr> <tr> <td></td> <td colspan="4">← 既存組織の経営指導</td> <td>→</td> </tr> </table> <p>(2)</p> <table border="0"> <tr> <td></td> <td>H25</td> <td>H26</td> <td>H27</td> <td>H28</td> <td>H29</td> </tr> <tr> <td></td> <td colspan="3">← 調査・研究・実証検討</td> <td colspan="2">← 普及</td> </tr> </table>		H25	H26	H27	H28	H29		← 地区の選定		← 集落の状況調査		→ 組織の設置		← 既存組織の経営指導				→		H25	H26	H27	H28	H29		← 調査・研究・実証検討			← 普及	
	H25	H26	H27	H28	H29																										
	← 地区の選定		← 集落の状況調査		→ 組織の設置																										
	← 既存組織の経営指導				→																										
	H25	H26	H27	H28	H29																										
	← 調査・研究・実証検討			← 普及																											

③野菜・花卉の生産・販売振興

1 施策項目																			
視点1 農林水産業経営基盤の強化																			
i 地域の特性を活かした農林水産物の生産・販売の拡大																			
2 施策体系																			
<p>ハウス施設による野菜・花卉については、安定した収益が見込めるため、担い手育成の観点から振興します。</p> <p>野菜については、他産地との差別化を図るため、県認証のエコ愛媛あるいは特別栽培に積極的に取り組みを進めます。</p> <p>花卉については、消費者のニーズによる価格が形成されるため、販売の情報収集を進め、販売計画に基づいた栽培計画に取り組みます。</p>																			
3 現状と課題																			
現状	<ul style="list-style-type: none"> 施設野菜・花卉については、当初に大きな設備投資が必要である。 特別栽培等の野菜が、消費者に理解されていない。 生産者が、高齢化し、生産量が減少している。 花卉については、個々の農家が栽培品種の選定をしているため、統一した集荷体制が整備されていない。 																		
課題	<ul style="list-style-type: none"> 初期投資を抑えるため、利用権を活用し未利用ハウスを含んだ農地の使用貸借を進める。 野菜については、特別栽培に取り組むことにより、農業者は安全安心な農産物を生産する意識と消費者の生産に対する理解を図る。 花卉については、消費者ニーズを的確に捉え、販売計画に基づく、地域全体の栽培計画と個々の経営をリンクさせる。 																		
4 取り組み																			
(1) ハウスの有効利用の推進を図る。																			
○ハウスの設置状況・利用状況及び意向調査を実施する。																			
○データ化し、新規就農者等ハウス導入希望者に対し、情報提供を実施する。																			
○過剰な設備投資にならないように、各種助成制度を活用し、新規の施設を導入する。																			
(2) 特別栽培及びエコ栽培農産物の認知の拡大を図る。																			
○生産者に対する栽培履歴の徹底及びGAPを活用したリスク管理の普及を図る。																			
○販売の際、特別栽培の紹介ポップ等により、特別栽培農産物等の認知を高める。																			
(3) 花卉の販売計画に基づいた計画生産の推進を図る。																			
○共同販売における市場調査及び生産者と協議をし、販売計画を作成する。																			
○モデルとして、新規有望品種の検討及び導入検証を実施する。																			
5 成果・目標																			
(1) 5年後に利用可能ハウスの利用率を90%にする。																			
(2) 5年後に特別栽培・エコ愛媛栽培の野菜のGAPの普及率を100%にする。																			
(3) 花卉の販売金額を10%アップする。																			
6 年次																			
(1)	<table border="0"> <tr> <td></td> <td>H25</td> <td>H26</td> <td>H27</td> <td>H28</td> <td>H29</td> </tr> <tr> <td></td> <td colspan="2">←</td> <td>状況調査</td> <td>意向調査</td> <td>→</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>←</td> <td>情報提供</td> </tr> </table>		H25	H26	H27	H28	H29		←		状況調査	意向調査	→					←	情報提供
	H25	H26	H27	H28	H29														
	←		状況調査	意向調査	→														
				←	情報提供														
(2)	<table border="0"> <tr> <td></td> <td>H25</td> <td>H26</td> <td>H27</td> <td>H28</td> <td>H29</td> </tr> <tr> <td></td> <td colspan="5">→</td> </tr> <tr> <td></td> <td colspan="2">検討・周知</td> <td colspan="3">実施</td> </tr> </table>		H25	H26	H27	H28	H29		→						検討・周知		実施		
	H25	H26	H27	H28	H29														
	→																		
	検討・周知		実施																
(3)	<table border="0"> <tr> <td></td> <td>H25</td> <td>H26</td> <td>H27</td> <td>H28</td> <td>H29</td> </tr> <tr> <td></td> <td colspan="5">→</td> </tr> <tr> <td></td> <td colspan="3">有望品種の調査・試験栽培</td> <td colspan="2">栽培実施</td> </tr> </table>		H25	H26	H27	H28	H29		→						有望品種の調査・試験栽培			栽培実施	
	H25	H26	H27	H28	H29														
	→																		
	有望品種の調査・試験栽培			栽培実施															

④畜産の生産・販売振興

<p>1 施策項目</p> <p>視点1 農林水産業経営基盤の強化</p> <p>i 地域の特性を活かした農林水産物の生産・販売の拡大</p>					
<p>2 施策体系</p> <p>稲わらの畜産農家への安定供給を図り、国産飼料へ替えていきます。</p> <p>遊休農地を活用し、繁殖牛を放牧し、市内の畜産農家に安定した子牛の供給を行います。</p> <p>適正に排泄物を堆肥化し、耕種農家に供給し、また、農家や食品加工業者の未利用野菜等を飼料として活用するシステムを検討します。</p>					
<p>3 現状と課題</p> <p>現状</p> <ul style="list-style-type: none"> ・家畜飼料の国外依存が高く、経営の不安定要素が大きい。 ・畜産農家と地域住民との臭気等による環境問題があります。 <p>課題</p> <ul style="list-style-type: none"> ・稲わら等未利用有機質の有効活用を検討します。 ・有機農業等において、畜産との複合経営による排泄物の有効利用或いは未利用野菜等を飼料として活用を検討し、資源の有効活用と経営の両面から検討し、新たな複合農業経営を検討します。 					
<p>4 取り組み</p> <p>(1) 稲わら等未利用有機質の活用</p> <ul style="list-style-type: none"> ○耕種農家と畜産農家との連携により、稲わら等の活用を図る。 ○その際、必要な設備機械等の整備を図る。 <p>(2) 有機農業等と畜産の複合経営モデル検証。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○有機農業における畜産（養鶏）との複合経営の状況調査及びモデル経営指標を作成する。 					
<p>5 成果・目標</p> <p>(1) 稲わらの活用面積を30ヘクタールにする。</p> <p>(2) 所得440万円の有機農業と養鶏の複合経営モデルを作成する。</p>					
年次					
(1)	H25	H26	H27	H28	H29
(2)	H25	H26	H27	H28	H29

⑤水産物の生産・販売振興

1 施策項目					
視点1 農林水産業経営基盤の強化					
i 地域の特性を活かした農林水産物の生産・販売の拡大					
2 施策体系					
<p>限りある水産資源であるため、漁獲できる大きさ等、管理の徹底を図ります。</p> <p>加工業者や流通業者と協力しながら、水産物のブランド化および加工品の商品化を図ります。</p> <p>安定した水産業を目指すため、育てる漁業を振興します。</p>					
3 現状と課題					
<p>現状</p> <ul style="list-style-type: none"> ・魚価の低迷と燃料等経費の上昇により、経営は、大変厳しい状況である。 ・漁業従事者の減少と高齢化により、漁獲量が減少傾向にある。 <p>課題</p> <ul style="list-style-type: none"> ・価格の安い魚等を加工業者や流通業者と協力し、加工品の商品化を図ります。 					
4 取り組み					
(1) 加工品を含めブランド化を図る魚の検討					
<ul style="list-style-type: none"> ○漁獲量や価格面で、漁業者にとって有益な魚をピックアップする。 ○加工・流通・飲食店等に魚を提示し、商品化計画を協議する。 					
5 成果・目標					
(1) 一品目商品化し、ブランド化を図る。					
年次					
(1)	H25	H26	H27	H28	H29
	魚種選定	ブランド計画作成	商品販売	→	

⑥認定農業者制度の推進と経営指導

<p>1 施策項目</p> <p>視点1 農林水産業経営基盤の強化</p> <p>ii 経営の安定化</p>																								
<p>2 施策体系</p> <p>認定農業者の制度を普及し、また、その認定農業者の経営状況について、今治市農業再生協議会を構成する各種機関による助言等を実施し、安定した経営体の育成を図ります。</p>																								
<p>3 現状と課題</p> <p>現状</p> <ul style="list-style-type: none"> ・認定農業者が、平成23年末時点で228人である。 ・認定農業者に対する経営状況調査及び経営相談・指導が不十分である。 <p>課題</p> <ul style="list-style-type: none"> ・認定農業者の補助事業等のメリットを周知する。 ・関係機関と協力して、経営状況調査を中間年に実施し、認定農業者の経営を外部から評価し、経営の安定化を図る。 																								
<p>4 取り組み</p> <p>(1) やる気のある農業者に対し、認定農業者制度に加入を促進する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○農協の生産者部会員を主体に、認定農業者のメリット措置を周知し、認定農業者を増やす。 ○市助成事業等において、採択要件の優先順位の重要な要素とする。 ○認定農業者に対し、国や県等の補助事業等の情報を、メール等を使い発信する。 <p>(2) 認定農業者の経営相談及び指導を推進する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○既存の認定農業者に対しては、3年目の経営相談を実施、改善点等を指導する。 ○農協が実施している確定申告の指導の際に、併せて経営状況診断を行い農業者の経営安定を図る。 																								
<p>5 成果・目標</p> <p>(1) 認定農業者を250人にする。</p>																								
<p>年次</p> <p>(1)</p> <table border="0" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td></td> <td>H25</td> <td>H26</td> <td>H27</td> <td>H28</td> <td>H29</td> </tr> <tr> <td colspan="6"> </td> </tr> </table> <p>(2)</p> <table border="0" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td></td> <td>H25</td> <td>H26</td> <td>H27</td> <td>H28</td> <td>H29</td> </tr> <tr> <td colspan="6"> </td> </tr> </table>		H25	H26	H27	H28	H29								H25	H26	H27	H28	H29						
	H25	H26	H27	H28	H29																			
	H25	H26	H27	H28	H29																			

⑦集落営農組織等生産法人の育成

<p>1 施策項目</p> <p>視点1 農林水産業経営基盤の強化</p> <p>ii 経営の安定化</p>																																					
<p>2 施策体系</p> <p>農業者の高齢化兼業化により、農地を引き受けてくれる専業農家が不在な地区もあり、農地保全の観点からも地域の農地を管理する地域住民による集落営農組織を育成する必要があるため、関係機関と協力しながら育成を図ります。</p>																																					
<p>3 現状と課題</p> <p>現状</p> <ul style="list-style-type: none"> ・集落営農法人は、5地区しか設立出来ていない。 ・高齢化等により、集落営農組織の中心となる農家が存在しない。 ・果樹地帯においては、集落営農組織づくりが困難である。 <p>課題</p> <ul style="list-style-type: none"> ・集落単位での現状調査・意向調査及び5年後の予測状況を把握する。 ・モデル集落を設定し、営農組織の設立を目指す。 																																					
<p>4 取り組み</p> <p>(1) 集落の5年後の人・農地プラン（農業ビジョン）を作成する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○現状の農地の状況・耕作者及び後継者の状況・農業機械の所有状況・今後の農業意向調査を行い、5年後の集落農業ビジョンを作成する。 <p>(2) モデル地区における営農組織あるいは農作業サポート組織を育成する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○前項で集落営農を目指す集落をモデルとして指定し、関係機関と協調し重点指導を行う。 ○国等の補助事業を活用し、組織の育成及び機械設備の整備を進める。 																																					
<p>5 成果・目標</p> <p>(1) 地域住民と協力して、全集落で5年後の集落ビジョンを作成する。なお、順次必要に応じて、現状を検証し、改善を行う。</p> <p>(2) 水田地帯については集落営農組織を、果樹園地帯については農作業サポート組織を5組織育成する。</p>																																					
年次	<p>(1)</p> <table border="0"> <tr> <td></td> <td>H25</td> <td>H26</td> <td>H27</td> <td>H28</td> <td>H29</td> </tr> <tr> <td></td> <td colspan="5">————— ————— ————— ————— ————— —————</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td colspan="4">調査・検証 →</td> </tr> </table> <p>(2)</p> <table border="0"> <tr> <td></td> <td>H25</td> <td>H26</td> <td>H27</td> <td>H28</td> <td>H29</td> </tr> <tr> <td></td> <td colspan="5">————— ————— ————— ————— ————— —————</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td colspan="4">選定・指導 →</td> </tr> </table>		H25	H26	H27	H28	H29		————— ————— ————— ————— ————— —————							調査・検証 →					H25	H26	H27	H28	H29		————— ————— ————— ————— ————— —————							選定・指導 →			
	H25	H26	H27	H28	H29																																
	————— ————— ————— ————— ————— —————																																				
		調査・検証 →																																			
	H25	H26	H27	H28	H29																																
	————— ————— ————— ————— ————— —————																																				
		選定・指導 →																																			

⑧農林水産業後継者の育成・確保

1 施策項目																									
視点1 農林水産業経営基盤の強化																									
ii 経営の安定化																									
2 施策体系																									
<p>若年層の1次産業への就業については、大幅な増加は見込めないが、当市の農林水産業を継続するために必要な人材資源であり、技術・経営感覚を習得するための研修等を支援します。</p> <p>なお、地域の農業を守るために、退職後就農する中高年者及び女性を対象に、農業技術指導等を実施し、新たな農業後継者として位置付け、関係機関と協力しながら育成を図ります。</p>																									
3 現状と課題																									
現状	<ul style="list-style-type: none"> ・若年層の就農者は、近年10人未満である。 ・兼業農家の方で、退職し農業に従事する団塊の世代が増加することが推測される。 ・市外から移住される退職就農者が、島嶼部において十数人存在する。 																								
課題	<ul style="list-style-type: none"> ・体系的な農業を指導する講座を開催し、農業従事者を増やす。 ・空き家等を市外からの移住を検討している就農者に対して、提供できる体制を整える。 																								
4 取り組み																									
(1) 新規就農者を対象にした農業講座を開設する。																									
○有機農業講座・女性対象の加工品を目指した農業講座・新規就農者を対象とした農業講座等を開設し、技術の習得とグループ作りを行います。																									
(2) 市外からの就農者受け入れ体制の整備を行う。																									
○貸家及び貸農地等の情報収集及びデータ整理																									
○地域アドバイザー等の照会し、地域との交流を促進する。																									
5 成果・目標																									
(1) 新規就農者を年間10名程度育成します。																									
(2) 市外からの移住就農者を毎年2名程度サポートします。																									
年次																									
(1)	<table border="0"> <tr> <td></td> <td>H25</td> <td>H26</td> <td>H27</td> <td>H28</td> <td>H29</td> </tr> <tr> <td></td> <td colspan="5">————— ————— ————— ————— ————— —————</td> </tr> <tr> <td></td> <td colspan="5">有機農業講座実施—————▶</td> </tr> <tr> <td></td> <td colspan="5">新たな講座の検討—————▶</td> </tr> </table>		H25	H26	H27	H28	H29		————— ————— ————— ————— ————— —————						有機農業講座実施—————▶						新たな講座の検討—————▶				
	H25	H26	H27	H28	H29																				
	————— ————— ————— ————— ————— —————																								
	有機農業講座実施—————▶																								
	新たな講座の検討—————▶																								
(2)	<table border="0"> <tr> <td></td> <td>H25</td> <td>H26</td> <td>H27</td> <td>H28</td> <td>H29</td> </tr> <tr> <td></td> <td colspan="5">————— ————— ————— ————— ————— —————</td> </tr> <tr> <td></td> <td colspan="5">貸家情報収集等 提供—————▶</td> </tr> <tr> <td></td> <td colspan="5">地域アドバイザー制度—————▶</td> </tr> </table>		H25	H26	H27	H28	H29		————— ————— ————— ————— ————— —————						貸家情報収集等 提供—————▶						地域アドバイザー制度—————▶				
	H25	H26	H27	H28	H29																				
	————— ————— ————— ————— ————— —————																								
	貸家情報収集等 提供—————▶																								
	地域アドバイザー制度—————▶																								

⑨有機農業及び環境保全型農業の生産・販売振興

1 施策項目																			
視点1 農林水産業経営基盤の強化																			
iii安全安心な農林水産物の生産																			
2 施策体系																			
別途「有機農業振興計画」を策定し、有機農業等の栽培技術の普及、指導体制整備及び消費者等一般市民に対し理解の増進を図ります。																			
3 現状と課題																			
現状	<ul style="list-style-type: none"> ・有機 JAS 認定の生産者は、20人しかいない。 ・特別栽培・エコ愛媛等の手間及びリスクが、価格に反映できていない。 																		
課題	<ul style="list-style-type: none"> ・一般農業者及び一般消費者に対し、有機栽培等について、理解を求める。 ・新たな技術等調査研究を進める。 																		
4 取り組み																			
(1) 農業者及び消費者の理解を深める活動を拡充します。																			
○有機業者の組織を作り、技術等の情報共有を行います。																			
○生産者と消費種及び流通業者の交流の場を提供します。																			
(2) 新たな栽培技術の調査研究を図ります。																			
○新たな栽培技術の調査研究及び実証																			
5 成果・目標																			
(1) 有機農産物の作付面積を35haにします。																			
年次																			
(1)	<table border="0"> <tr> <td></td> <td>H25</td> <td>H26</td> <td>H27</td> <td>H28</td> <td>H29</td> </tr> <tr> <td></td> <td colspan="5">————— ————— ————— ————— —————</td> </tr> <tr> <td></td> <td>組織づくり</td> <td>情報交換</td> <td colspan="3">—————▶</td> </tr> </table>		H25	H26	H27	H28	H29		————— ————— ————— ————— —————						組織づくり	情報交換	—————▶		
	H25	H26	H27	H28	H29														
	————— ————— ————— ————— —————																		
	組織づくり	情報交換	—————▶																
(2)	<table border="0"> <tr> <td></td> <td>H25</td> <td>H26</td> <td>H27</td> <td>H28</td> <td>H29</td> </tr> <tr> <td></td> <td colspan="5">————— ————— ————— ————— —————</td> </tr> <tr> <td></td> <td>栽培技術調査</td> <td>モデル園設置</td> <td colspan="3">—————▶</td> </tr> </table>		H25	H26	H27	H28	H29		————— ————— ————— ————— —————						栽培技術調査	モデル園設置	—————▶		
	H25	H26	H27	H28	H29														
	————— ————— ————— ————— —————																		
	栽培技術調査	モデル園設置	—————▶																

⑩生産履歴等情報の公開及びリスク管理の推進

<p>1 施策項目</p> <p>視点1 農林水産業経営基盤の強化</p> <p>iii安全安心な農林水産物の生産</p>																								
<p>2 施策体系</p> <p>GAP手法（自ら農業生産工程の管理を点検し、農産物の安全確保のみならず、環境保全、農産物の品質の向上、労働安全の確保等に有効な方法）の普及を図ります。</p>																								
<p>3 現状と課題</p> <p>現状</p> <ul style="list-style-type: none">・多くの農業者は、厳格に生産記帳管理が出来ていない。・農薬散布等については、気を付けて実施しているが、収穫及び荷造り等の行程において管理が不十分である。・農機具による事故が起きている。 <p>課題</p> <ul style="list-style-type: none">・GAP手法を活用し、農家の危険防止・生産物に対する農家の意識改革及び経営と栽培等改善方策の検証等有効な手法であるため普及を図る。																								
<p>4 取り組み</p> <p>(1) GAP手法の普及</p> <ul style="list-style-type: none">○作物部会ごとで、研修会を行います。○作物収穫後、個別に検証を行い、個々の条件において、項目を見直す。																								
<p>5 成果・目標</p> <p>(1) 共販品目については、GAP手法による栽培管理を行う。</p>																								
<p>年次</p> <p>(1)</p> <table border="1"><thead><tr><th></th><th>H25</th><th>H26</th><th>H27</th><th>H28</th><th>H29</th></tr></thead><tbody><tr><td></td><td colspan="5">————— ————— ————— ————— —————</td></tr><tr><td></td><td colspan="2">GAPの講習</td><td colspan="3">反省・実施</td></tr><tr><td></td><td colspan="5">—————▶</td></tr></tbody></table>		H25	H26	H27	H28	H29		————— ————— ————— ————— —————						GAPの講習		反省・実施				—————▶				
	H25	H26	H27	H28	H29																			
	————— ————— ————— ————— —————																							
	GAPの講習		反省・実施																					
	—————▶																							

⑪良質な有機質堆肥等の生産・利用推進

1 施策項目																			
視点1 農林水産業経営基盤の強化																			
iii安全安心な農林水産物の生産																			
2 施策体系																			
<p>有用な有機質資材を活用し、微生物等の自然の循環機能を活かし、良質な有機質堆肥を製造する技術の普及を図り、資源の有効活用と良質な堆肥の投入により地力の回復を図ります。</p>																			
3 現状と課題																			
現状	<ul style="list-style-type: none"> ・化学肥料を使ってきた結果、地力が低下している。 ・多量の堆肥を投入する手間が無い。 ・堆肥を作る場所と時間がない。 																		
課題	<ul style="list-style-type: none"> ・畜産農家と提携し、稲わら等との堆肥交換のシステムを作る。 ・簡易な自家製堆肥の製造を調査研究し、農地の傍らで刈草等を利用した循環システムを検討する。 																		
4 取り組み																			
(1) 畜産農家と耕種農家との連携システム																			
○費用コストを計算し、お互いに理解しあえる単価設定を提示し、連携を図る手助けします。																			
(2) 麦わら・刈草及び選定枝の有効利用方法																			
○簡易な堆肥化方法を調査研究し、普及を図る。																			
5 成果・目標																			
(1) 耕畜連携による稲わらの活用面積を30haにする。																			
(2) 麦わら等の有用な活用方策を調査研究する。																			
年次																			
(1)	<table border="0"> <tr> <td></td> <td>H25</td> <td>H26</td> <td>H27</td> <td>H28</td> <td>H29</td> </tr> <tr> <td></td> <td colspan="5">————— ————— ————— ————— ————— —————</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>コスト試算</td> <td>コーディネート</td> <td colspan="2">—————▶</td> </tr> </table>		H25	H26	H27	H28	H29		————— ————— ————— ————— ————— —————							コスト試算	コーディネート	—————▶	
	H25	H26	H27	H28	H29														
	————— ————— ————— ————— ————— —————																		
		コスト試算	コーディネート	—————▶															
(2)	<table border="0"> <tr> <td></td> <td>H25</td> <td>H26</td> <td>H27</td> <td>H28</td> <td>H29</td> </tr> <tr> <td></td> <td colspan="5">————— ————— ————— ————— ————— —————</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>麦わらの有効活用調査</td> <td>実証研究</td> <td colspan="2">—————▶</td> </tr> </table>		H25	H26	H27	H28	H29		————— ————— ————— ————— ————— —————							麦わらの有効活用調査	実証研究	—————▶	
	H25	H26	H27	H28	H29														
	————— ————— ————— ————— ————— —————																		
		麦わらの有効活用調査	実証研究	—————▶															

⑫特産品・加工品の開発及び販売

<p>1 施策項目</p> <p>視点1 農林水産業経営基盤の強化</p> <p>iv 特産物・新規農林水産物の開発</p>																								
<p>2 施策体系</p> <p>地元農林水産物の高付加価値化を目指し、新たな特産品や加工品に取り組み対し支援を行います。</p>																								
<p>3 現状と課題</p> <p>現状</p> <ul style="list-style-type: none"> ・豊作時に価格が下落し、所得に結びつかない。 ・農林漁家の女性の活躍あるいは収入の場が少ない。 ・ジャム・漬け物程度の加工品しか出来ていない。 <p>課題</p> <ul style="list-style-type: none"> ・売れる商品としてのレベルアップあるいは経営感覚を持った商品の開発を図る。 																								
<p>4 取り組み</p> <p>(1) 女性起業家の育成を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○加工品を製造販売するため、中心となる女性の発掘及び育成を図る。 ○販売戦略に基づく商品開発及び販売促進活動に対し、支援します。 <p>(2) 加工業者等と連携した加工商品の開発</p> <ul style="list-style-type: none"> ○加工の技術を持つ加工業者と連携できる協議の場を作ります。 																								
<p>5 成果・目標</p> <p>(1) 売上高500万円のヒット商品を作る。</p> <p>(2) 新商品を2品作る。</p>																								
<p>年次</p> <p>(1)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;"></td> <td style="width: 20%; text-align: center;">H25</td> <td style="width: 20%; text-align: center;">H26</td> <td style="width: 20%; text-align: center;">H27</td> <td style="width: 20%; text-align: center;">H28</td> <td style="width: 20%; text-align: center;">H29</td> </tr> <tr> <td colspan="6" style="text-align: center;"> </td> </tr> </table> <p>(2)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;"></td> <td style="width: 20%; text-align: center;">H25</td> <td style="width: 20%; text-align: center;">H26</td> <td style="width: 20%; text-align: center;">H27</td> <td style="width: 20%; text-align: center;">H28</td> <td style="width: 20%; text-align: center;">H29</td> </tr> <tr> <td colspan="6" style="text-align: center;"> </td> </tr> </table>		H25	H26	H27	H28	H29								H25	H26	H27	H28	H29						
	H25	H26	H27	H28	H29																			
	H25	H26	H27	H28	H29																			

⑬農地の状況及び農家の意向等データベース化及び関係機関との相互利用の検討

<p>1 施策項目</p> <p>視点1 地域資産としての役割を踏まえた農地・森林・水産資源の保全</p> <p>i 農地の積極的活用による生産振興</p>																		
<p>2 施策体系</p> <p>農地の現状を統一した基準により調査を進め、その状況を農地台帳等により一元的に管理し、地図化あるいは集計等必要な情報が得られるようデータベースの構築を図ります。</p> <p>また、農家の意向調査或いは農業関係者の情報等をデータベース化し、関係者が情報を共有化し、新たに耕作放棄になりそうな農地を積極的に利用権等の設定をし、発生防止に努めます。</p>																		
<p>3 現状と課題</p> <p>現状</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農地の現状把握（特に果樹園等の永年作物）が出来ていない。 ・農家の営農意欲等について、調査させていない。 ・関係機関での情報共有が出来ていない。 <p>課題</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農地の現況データの把握及び一元管理を図る。 ・データの更新管理方法を検討する。 																		
<p>4 取り組み</p> <p>(1) 現状の農地状況及び農家の意向把握</p> <ul style="list-style-type: none"> ○関係機関と協力しながら、農地の現況を把握し、農業者に対し意向調査を行う。 ○集めてデータを農業委員会の農家台帳において管理し、地積図等のシステムと連動させ地図表示が出来るようにする。 <p>(2) データ更新の計画作成</p> <ul style="list-style-type: none"> ○更新期間等を検討し、出来る限り最新情報となるよう計画的に行うよう検討する。 																		
<p>5 成果・目標</p> <p>(1) 農地情報データベースを構築する。</p>																		
<p>年次</p> <p>(1)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;"></th> <th style="width: 20%; text-align: center;">H25</th> <th style="width: 20%; text-align: center;">H26</th> <th style="width: 20%; text-align: center;">H27</th> <th style="width: 20%; text-align: center;">H28</th> <th style="width: 20%; text-align: center;">H29</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">データ収集</td> <td style="text-align: center;">データ整理</td> <td style="text-align: center;">システム稼働</td> <td colspan="2" style="text-align: right;">→</td> </tr> <tr> <td></td> <td colspan="2" style="text-align: center;">データベース設計検討</td> <td colspan="3" style="text-align: center;">更新データ</td> </tr> </tbody> </table>		H25	H26	H27	H28	H29		データ収集	データ整理	システム稼働	→			データベース設計検討		更新データ		
	H25	H26	H27	H28	H29													
	データ収集	データ整理	システム稼働	→														
	データベース設計検討		更新データ															

⑭農地の利用権等貸借の促進

1 施策項目					
視点1 地域資産としての役割を踏まえた農地・森林・水産資源の保全					
i 農地の積極的活用による生産振興					
2 施策体系					
樹園地について、果樹は永年作物の栽培であるため、10年から20年の長期貸借を、関係機関と協力しながら推進します。					
3 現状と課題					
現状					
・果樹園地の耕作放棄が多い。					
・長期の貸借を貸し手が希望しない。					
課題					
・改植時の未収益の期間、所得確保園地として活用を図る。					
・優良園地の長期利用権の設定を図る。					
4 取り組み					
(1) 樹園地の長期利用権の設定の推進及び中途解約による保証に関する取り決めに検討する。					
○長期利用権の設定を推進するに当たり、貸し手・借り手のリスクを分析し、基本的な保証等について検証する。					
○農協・農業委員会と協力し、長期利用権の設定を推進する。					
5 成果・目標					
(1) 長期利用権の基本的な途中解約の保証内容を検討する。					
(2) 樹園地の長期利用権の設定を年10件設定する。					
年次					
(1)	H25	H26	H27	H28	H29
新品種における管理経費分析 基本的内容検討					

⑮効率的な間伐等の保全作業の推進

1 施策項目													
視点1	地域資産としての役割を踏まえた農地・森林・水産資源の保全												
ii 森林の保全													
2 施策体系													
効率的に間伐等の作業計画を作成し、森林機能が低下している山林の回復に努めます。													
3 現状と課題													
現状	<ul style="list-style-type: none"> 多くの人工林が、木材価格の低迷と林業作業従事者の高齢化により、間伐等の手入れがされていない。 手入れがされていない人工林は、下草等が生育せず、雨により侵食が激しい。 森林の保水機能の低下により、渇水等の災害が懸念される。 												
課題	<ul style="list-style-type: none"> 公有林や民有林を含んだ地域全体で、効率的な間伐作業を行う計画を作成し、森林機能の回復と商品価値の高い木材生産を推進する。 												
4 取り組み													
(1) 水源地域において、間伐等の手入れの必要性が高い地区から、計画を作成する。													
(2) 計画に基づき、国・県の事業を活用しながら、整備を実施する。													
<ul style="list-style-type: none"> 作業道の整備（効率的な木材搬出が可能になる。） 固まった面的な作業により、効率的な作業が行える。（機械等の効率活用が可能） 													
5 成果・目標													
間伐実施目標面積を460ha/年とし、森林機能の回復を行う。													
6 年次													
(1)	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;"></td> <td style="width: 20%; text-align: center;">H25</td> <td style="width: 20%; text-align: center;">H26</td> <td style="width: 20%; text-align: center;">H27</td> <td style="width: 20%; text-align: center;">H28</td> <td style="width: 20%; text-align: center;">H29</td> </tr> <tr> <td colspan="6" style="text-align: center;"> </td> </tr> </table>		H25	H26	H27	H28	H29						
	H25	H26	H27	H28	H29								

⑩藻場等の育成及び稚魚の放流の推進

<p>1 施策項目</p> <p>視点1 地域資産としての役割を踏まえた農地・森林・水産資源の保全</p> <p>iii 水産資源の保全</p>																																				
<p>2 施策体系</p> <p>水産物を将来にわたり安定供給するために、魚を育む藻場や磯を整備し、また、稚魚等を放流するなど、水産資源の保全に努めます。</p>																																				
<p>3 現状と課題</p> <p>現状</p> <ul style="list-style-type: none"> ・過去において、水産物の乱獲により、魚が減少した。 ・海岸部開発により、藻場や磯などが減少した。 <p>課題</p> <ul style="list-style-type: none"> ・魚が生育するに必要な環境の整備を行う。 ・減少した魚を増やすために、稚魚等の放流を行う。 																																				
<p>4 取り組み</p> <p>(1) 魚等が育つ環境の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・藻場や漁場等、魚等が育つ環境を整備する。 <p>(2) 稚魚等の放流</p> <ul style="list-style-type: none"> ・キジハタ、ガザミ等の稚魚を放流し、厳格な捕獲基準を遵守することで、水産資源の保全を図る。 																																				
<p>5 成果・目標</p> <p>(1) 藻場及び漁場の整備を図る。</p> <p>(2) キジハタ 10,000 匹、抱卵ガザミ 500 匹を放流する。</p>																																				
<p>年次</p> <p>(1)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;"></td> <td style="width: 20%; text-align: center;">H25</td> <td style="width: 20%; text-align: center;">H26</td> <td style="width: 20%; text-align: center;">H27</td> <td style="width: 20%; text-align: center;">H28</td> <td style="width: 20%; text-align: center;">H29</td> </tr> <tr> <td></td> <td colspan="5" style="text-align: center;"> </td> </tr> <tr> <td></td> <td colspan="5" style="text-align: center;">藻場、漁場整備</td> </tr> </table> <p>(2)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;"></td> <td style="width: 20%; text-align: center;">H25</td> <td style="width: 20%; text-align: center;">H26</td> <td style="width: 20%; text-align: center;">H27</td> <td style="width: 20%; text-align: center;">H28</td> <td style="width: 20%; text-align: center;">H29</td> </tr> <tr> <td></td> <td colspan="5" style="text-align: center;"> </td> </tr> <tr> <td></td> <td colspan="5" style="text-align: center;">稚魚の放流</td> </tr> </table>		H25	H26	H27	H28	H29								藻場、漁場整備						H25	H26	H27	H28	H29								稚魚の放流				
	H25	H26	H27	H28	H29																															
	藻場、漁場整備																																			
	H25	H26	H27	H28	H29																															
	稚魚の放流																																			

⑰体験型市民農園（有機栽培等）の拡充

1 施策項目													
視点1 消費者の身近な食材としての農林水産業													
i 消費者と生産者の交流													
2 施策体系													
市民に農業への理解を深めてもらうために、農家が市民農園を開設・運営する際には、助成や助言等積極的に協力を図っていきます。													
3 現状と課題													
現状	<ul style="list-style-type: none"> ・食の安全問題等により、自分で栽培した農産物を食べたいと思う消費者が多い。 ・農家と消費者が、交流する場が少ない。 												
課題	・市内において、農家が市民農園を開設した事例がないため、農家の経営面での市民農園の活用評価が不明である。												
4 取り組み													
(1) 農業者が開設する市民農園のモデル園を設置します。													
○新都市の近くの農業者に対し、モデル市民農園の募集をする。													
○市営の市民農園管理ノウハウをモデル園で検証し、農家による市民農園経営手法をまとめる。													
○市内全域の興味のある農家に対し指導や助言を行い、また、市民に対し市民農園の情報を発信する。													
5 成果・目標													
(1) 農家によるモデル市民農園を1ヶ所設置する。													
年次													
(1)	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;"></td> <td style="width: 20%; text-align: center;">H25</td> <td style="width: 20%; text-align: center;">H26</td> <td style="width: 20%; text-align: center;">H27</td> <td style="width: 20%; text-align: center;">H28</td> <td style="width: 20%; text-align: center;">H29</td> </tr> <tr> <td colspan="6" style="text-align: center;"> </td> </tr> </table>		H25	H26	H27	H28	H29						
	H25	H26	H27	H28	H29								
	モデル園の選定及び指導・検証 → 市内全体への普及												

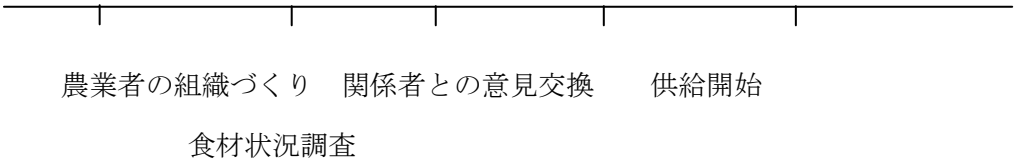
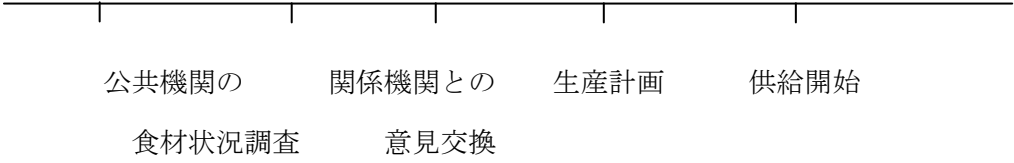
⑱グリーンツーリズムの推進

1 施策項目					
視点1 消費者の身近な食材としての農林水産業					
i 消費者と生産者の交流					
2 施策体系					
島嶼部において、農業・漁業の両方が体験できる農家民泊も開業されており、今後も、都市住民との交流の機会としてグリーンツーリズムの推進を図ります。					
3 現状と課題					
現状					
・体験メニューは多いが、収入を得られる状況でない。					
・目玉になる体験メニューが、少ない。					
・宿泊施設が少なく、修学旅行生等の団体受け入れが難しい。					
課題					
・収入を得られる目玉体験メニューを春夏秋冬ごとに一つ作成する。					
4 取り組み					
(1) 収入を得られる目玉体験メニューの開発					
○既存のメニューを検証し、収益を再確認し、改善点等を整理する。					
○収益が見込めるメニューを季節ごとにまとめ、季節ごとの目玉メニューをピックアップし、またメニューが少ない時期については、再度体験メニューの開発あるいは発掘をする。					
5 成果・目標					
(1) 体験メニューの再編成と受け入れ体制の整備					
年次					
(1)	H25	H26	H27	H28	H29
	体験メニューの検証と整理		受け入れ体制整備	情報発信	

⑱直売所の充実

<p>1 施策項目</p> <p>視点1 消費者の身近な食材としての農林水産業</p> <p>ii 地産地消の推進</p>																																					
<p>2 施策体系</p> <p>地域の農畜産物を地域の消費者に理解していただく交流の場所として、直売所の充実を図っていきます。</p>																																					
<p>3 現状と課題</p> <p>現状</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特色のある商品が、少ない。 ・商品の量・種類が安定していない。 ・レシピ等による消費者心理をくすぐる売り方をしている商品が少ない。 ・旧市町村単位で1ヶ所は、直売所が整備されている。 <p>課題</p> <ul style="list-style-type: none"> ・優良販売農家の事例を紹介し、やる気のある生産者のレベルを上げる。 ・各直売所で独自の特産品（加工品）を開発し、それぞれの直売所の特色を作る。 																																					
<p>4 取り組み</p> <p>(1) 出荷農家のレベルアップ</p> <ul style="list-style-type: none"> ○優良農家の事例を紹介、あるいは栽培技術及び販売手法の講習会を開催し、商品のレベルを上げる。 ○レシピ等の情報発信を行い商品の販売促進を図る。 <p>(2) 直売所の個性を発揮</p> <ul style="list-style-type: none"> ○直売所における個性的商品の開発及びコンクールを実施する。 ○ホームページによる情報発信及び売上げ商品ランキング等消費者が興味を持つ情報を提供する。 																																					
<p>5 成果・目標</p> <p>(1) 直売所が互いに個性を出し、競争して情報発信をすることにより、全体のレベルアップを図る。なお、売り上げ額を10%アップを目指す。</p>																																					
年次	<p>(1)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;"></td> <td style="width: 20%; text-align: center;">H25</td> <td style="width: 20%; text-align: center;">H26</td> <td style="width: 20%; text-align: center;">H27</td> <td style="width: 20%; text-align: center;">H28</td> <td style="width: 20%; text-align: center;">H29</td> </tr> <tr> <td></td> <td colspan="5" style="text-align: center;"> <hr style="border: 0.5px solid black;"/> </td> </tr> <tr> <td></td> <td colspan="4" style="text-align: center;">各種講習会の開催</td> <td style="text-align: right;">→</td> </tr> </table> <p>(2)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;"></td> <td style="width: 20%; text-align: center;">H25</td> <td style="width: 20%; text-align: center;">H26</td> <td style="width: 20%; text-align: center;">H27</td> <td style="width: 20%; text-align: center;">H28</td> <td style="width: 20%; text-align: center;">H29</td> </tr> <tr> <td></td> <td colspan="5" style="text-align: center;"> <hr style="border: 0.5px solid black;"/> </td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">直売所の個性を検証</td> <td style="text-align: center;">リニューアル</td> <td style="text-align: center;">コンクール</td> <td colspan="2" style="text-align: center;">ホームページ作成</td> </tr> </table>		H25	H26	H27	H28	H29		<hr style="border: 0.5px solid black;"/>						各種講習会の開催				→		H25	H26	H27	H28	H29		<hr style="border: 0.5px solid black;"/>						直売所の個性を検証	リニューアル	コンクール	ホームページ作成	
	H25	H26	H27	H28	H29																																
	<hr style="border: 0.5px solid black;"/>																																				
	各種講習会の開催				→																																
	H25	H26	H27	H28	H29																																
	<hr style="border: 0.5px solid black;"/>																																				
	直売所の個性を検証	リニューアル	コンクール	ホームページ作成																																	

⑳公共施設への地元農畜産物の使用拡大

1 施策項目					
視点1 消費者の身近な食材としての農林水産業					
ii 地産地消の推進					
2 施策体系					
生産者の組織を育成し、より身近な農産物が学校で利用できるように、推進していきます。また、保育園等の公共施設においても、地元の農産物の使用を図ります。					
3 現状と課題					
現状					
<ul style="list-style-type: none"> ・学校給食に地元の農産物を積極的に使用している学校は一部である。 ・地元農家と学校給食課（栄養士）との交流がない。 					
課題					
<ul style="list-style-type: none"> ・給食用の農産物生産組織を育成し、給食に食材を提供する。 ・学校以外の公共施設に対しては、学校給食の取り組みについて紹介し、出来る施設から供給を開始する。 					
4 取り組み					
(1) 給食用の農産物生産組織の育成と給食関係者との交流の場を提供する。					
○学校給食に供給を希望する農家の組織を育成する。					
○根菜類から供給を始め、また、その調整などにつき、給食関係者と意見交換の場を持つ。					
○直売所等を主体に供給体制を検討する。					
(2) 学校以外の公共施設への地元農産物の供給について					
○保育所等現状の食材供給状況を調査する。					
○供給可能な保育所については、個別に関係者と協議を行い、導入を図る。					
5 成果・目標					
(1) 学校給食で地元野菜の使用割合を重量ベースで60%にする。					
(2) 保育所等において、地元産減農薬米を使用する。					
年次					
(1)	H25	H26	H27	H28	H29
					
(2)	H25	H26	H27	H28	H29
					

㊦幼児・児童を対象とした食育の推進

1 施策項目					
視点1 消費者の身近な食材としての農林水産業					
iii 食育の推進					
2 施策体系					
幼児対象としたキッズキッチンや小学校の食育授業を通じ、実践できる力を養えるよう推進を図ります。					
3 現状と課題					
現状					
・食べている農産物の生産現場を子供たちが知らない。					
・野菜嫌いな子供が多い。					
・偏った食生活の子供が多い。					
課題					
・自ら農産物を生産し、調理する体験する場所を提供する。					
・食べ物と体の関係を学習する場を提供する。					
4 取り組み					
(1) 自ら生産し、収穫、調理までを体験し、農業への理解と調理する技を身につける。					
○学童農園を整備し、地域の農業者を講師として招き、自ら生産した農産物を調理し、食べる調理実習を行う。					
(2) 食育の充実					
○食育授業を小学校で行い、その後の追跡調査を実施し、中学校での食育カリキュラム等を検討する。					
○幼児期の食育を NPO 法人と関係機関とで実施する。					
5 成果・目標					
(1) 栽培・収穫・調理・食事を一貫して体験するメニューを実施する。					
(2) 3年後を目途に検証し、5年以内に中学校の食育カリキュラムを作成する。					
幼児期の食育を受けることができる体制を整備する。					
年次					
(1)	H25	H26	H27	H28	H29

	メニュー計画		実施		
(2)	H25	H26	H27	H28	H29

	検証	検証	検証	カリキュラム検討	
	NPO 法人による幼児期の食育実施				

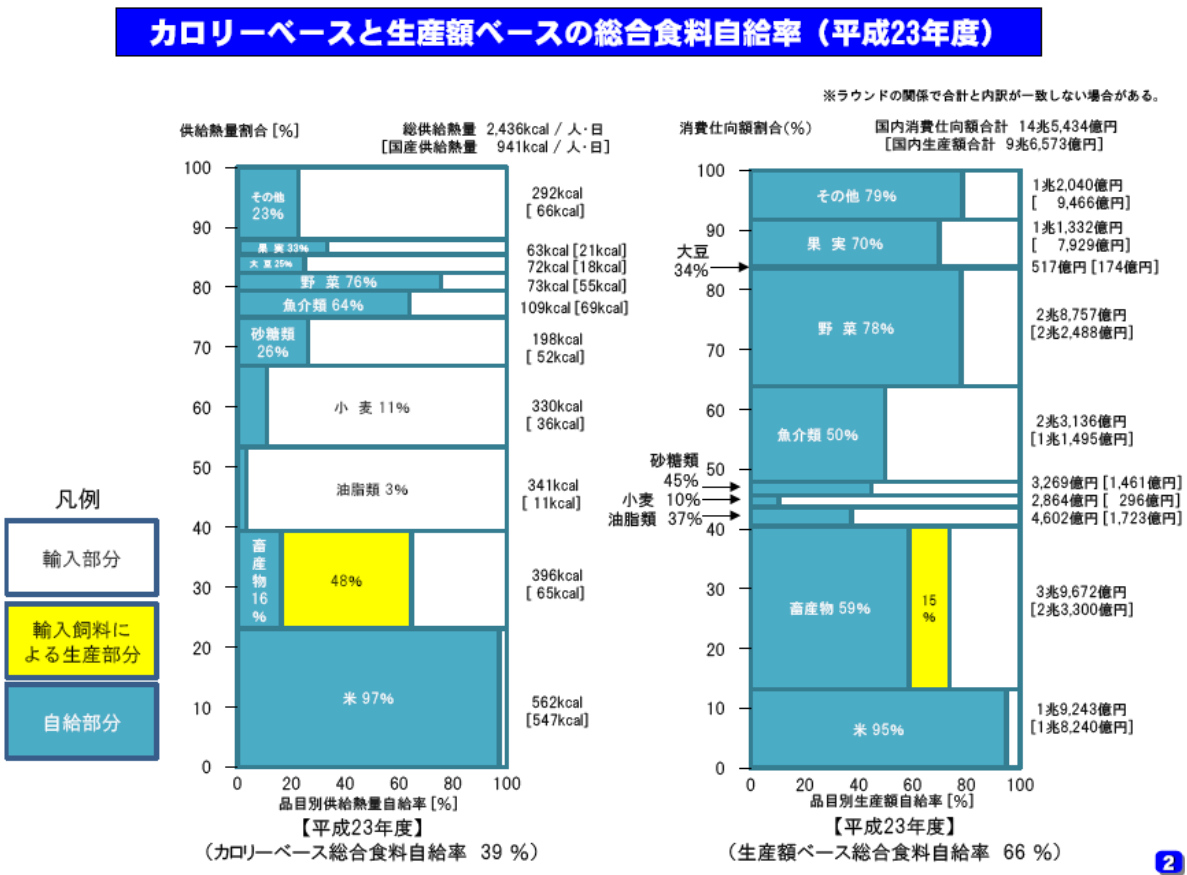
第4章 今治市の自給率について

1 自給率の推移と展望

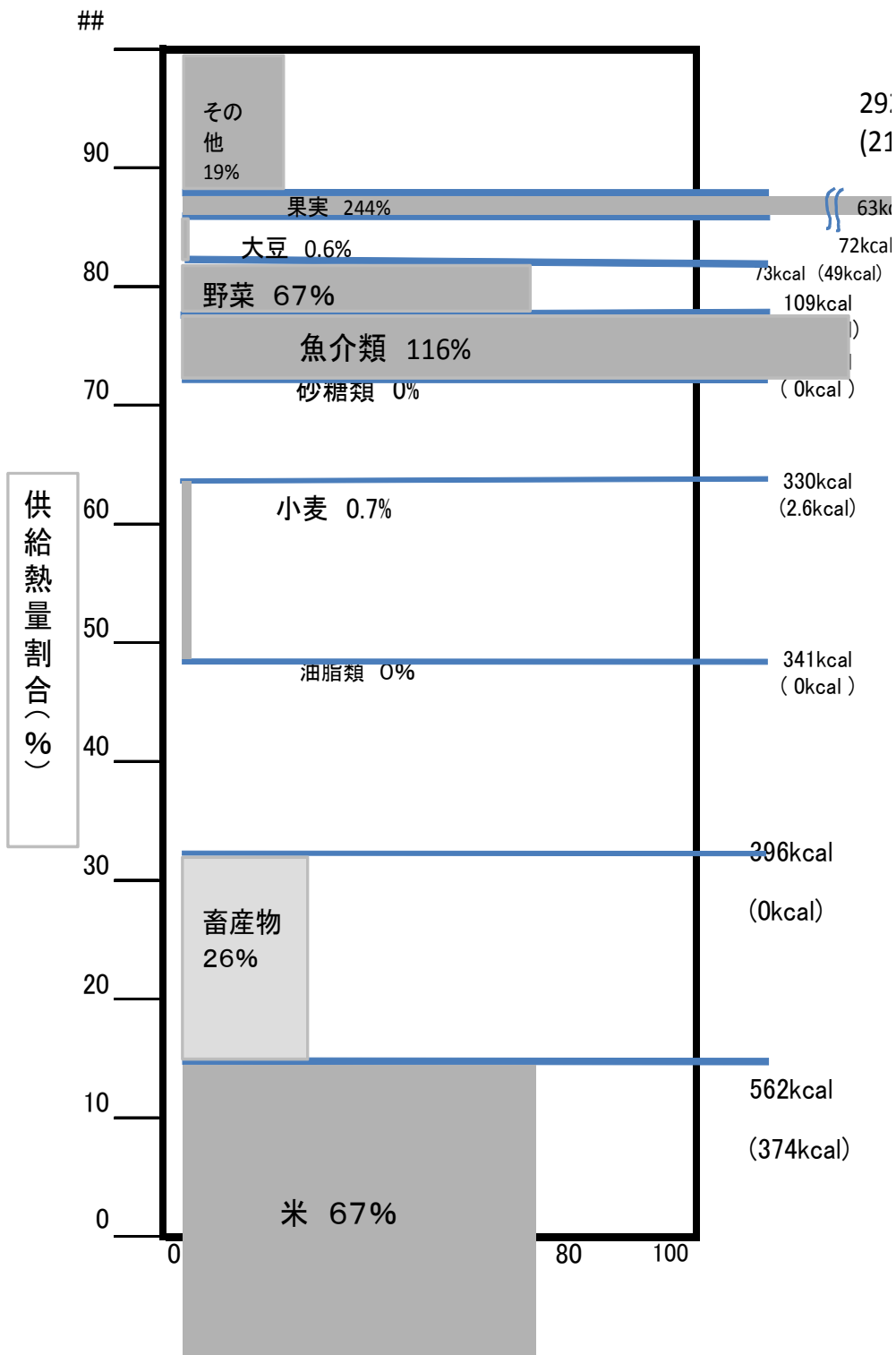
愛媛県における食糧自給率は、平成10年度にカロリーベースで42%ありましたが、平成22年度時点では38%と下落傾向にあります。今治市の食糧自給率は、平成22年度で、カロリーベースで30%と試算され、県と比較した場合でも、大幅に低い自給率であります。

今後の自給率については、人口の減少に伴い、また前章の施策によって現状の農畜産物の生産量を維持出来れば、5年後には数%の上昇は見込まれます。ただし、このカロリーベースの自給率は、外国産飼料に依存している畜産物が自給率を下げる要因となっているため、現代の食生活等を見直すことによりさらに自給率が上昇すると推測されます。

市としては、食育及び地産地消を進めることにより、消費者の理解を得ながら自給率の向上に取り組んでいきます。



農林水産省 HP より



品目別供給熱量自給率 (%)

総供給熱量 2,436kcal/人・日
 (今治産供給熱量 729kcal/人・日)

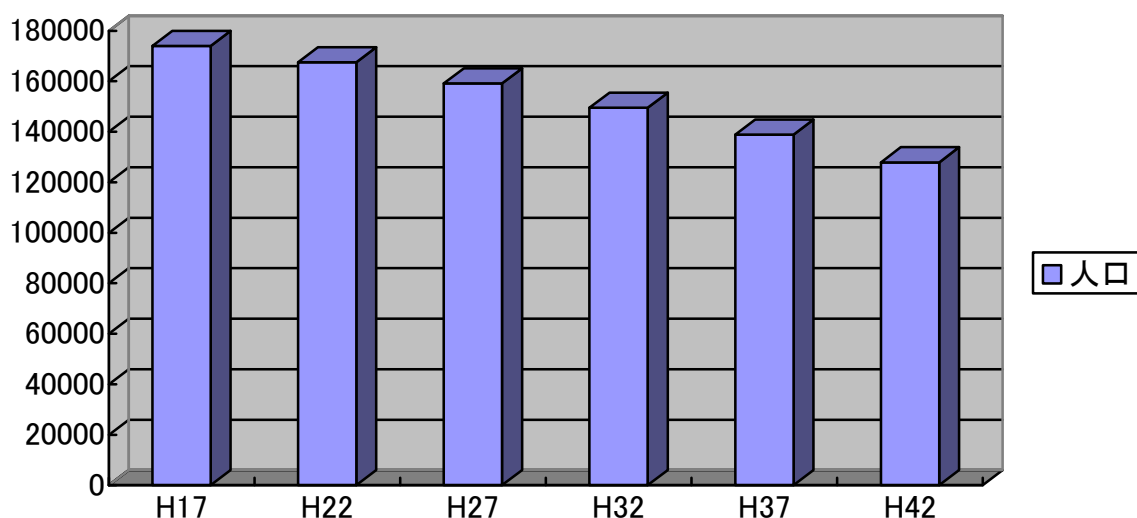
平成 23 年度今治市自給率 (今治市推計)

2 人口減少の推移と展望

将来人口推計

	平成17年	平成22年	平成27年	平成32年	平成37年	平成42年
年少人口	22,893	21,700	20,000	18,100	15,500	13,400
生産年齢人口	106,758	97,500	85,600	76,900	71,000	65,000
高齢人口	44,319	48,300	53,600	54,500	52,400	49,500
合計	173,983	167,500	159,200	149,500	138,900	127,900
年少人口比率	13.2%	13.0%	12.6%	12.1%	11.2%	10.5%
高齢化率	25.5%	28.8%	33.7%	36.5%	37.7%	38.7%

(今治市総合計画より)



自給率（重量ベース）の目標（主要品目）

1) 米の自給について

数値目標	H 1 7	H 2 2	H 2 9（目標）
収穫量(t)	7,400	7,410	7,400
作付面積(ha)	1,490	1,500	1,500
自給率(%)	62.7	67.7	72.5
必要数量	67.8*173,983	65.7*166,532	65.7*155,320
(kg*人口)	=11,796 t	=10,941 t	=10,204 t

資料：農林水産省国勢調査、食料需給表（米の消費量）、農林水産統計年報

(自給率動向)

米は、国の政策により生産調整を実施しており、米消費の減少が続くと本市の配分数量も減少すると思われませんが、本市の場合、現時点ですでに水田面積の約6割分しか生産配分数量がないため、これ以上の配分数量の減少は、水田経営を継続する上で困難であり、現状の作付面積を堅持します。

これにより、人口の減少により消費量が減り、自給率は上昇すると予測されます。

なお、生産調整水田の保全ため、機械化が可能な飼料作物や麦・大豆の生産に努め、市内の米の需要量を確保できる生産可能水田面積を維持していきます。

2) 野菜の自給について

数値目標	H 1 7	H 2 2	H 2 9 (目標)
収穫量(t)	12,462	12,441	14,000
作付面積(ha)	708	586	700
自給率 (%)	74.0	84.8	90.0
必要数量	96.3*173,983	88.1*166,532	100*155,320
(kg*人口)	=16,754 t	=14,671 t	=15,532 t

資料：農林水産省「食料需給表」「農林水産統計」「愛媛県野菜類の生産販売統計」

(自給率動向)

野菜の摂取目安は、1日350gであり年間に換算すると約127kgであります。

ただ、現在の1日あたりの摂取量は、摂取目安の70%であるため、食育の推進等により、1日当たりの摂取目安を約80%に上げ、年間目標摂取量100kgを目指すこととします。

また、自給率目標は、90%とし、栽培面積については、平成17年度の数値を目指します。

*野菜については、葉物と根菜類等により、栽培面積と収穫量には、大きく変化があるので、栽培面積を目標とする。

3) 食肉の自給について

数値目標	H 1 7	H 2 2	H 2 9 (目標)
収穫量(t)	1,571	1,632	1,657
牛(頭)	1,412	1,346	1,400
豚(頭)	20,000	23,033	23,000
鶏(千羽)	161	114	120
自給率 (%)	31.7	33.7	36.8
必要数量	28.5*173,983	29.1*166,532	29*155,320
(kg*人口)	=4,958 t	=4,846 t	=4,504 t

資料：農林水産省「食料需給表」「農林振興課調べ」

牛1頭あたりの肉量 700kg 半分 350kg が精肉となる。

豚1頭あたりの肉量 90kg 半分 45kg が精肉となる。

鳥1羽あたりの肉量 2.6kg の約半分 1.1kg が精肉となる。

(自給率動向)

畜産物の自給率については、飼料の生産地を自給率計算に考慮すると、ほとんどの飼料を輸入に頼っている状況では、ほとんど「0%」に近い数字になります。そのため、自給率を向上させるには、地域内で飼料を供給できる体制を整備することが必要です。

しかし、当市の農地の状況を考えると、豚や鶏に与える濃厚飼料の生産は難しく、大規模に経営を行っている畜農家が多い現状では、自給率を増やす事は困難です。ついでに、複合経営の一部に畜産を組み入れ、自家飼料(野菜くず等)を活用することで自給率の向上を図ります。

4) 魚介類の自給について

数値目標	H 1 7	H 2 2	H 2 9 (目標)
漁獲量(t)	11,567	9,408	9,400
自給率 (%)	192	192	178
必要数量	34.6*173,983	29.4*166,532	34*155,320
(kg*人口)	=6,020 t	=4,896 t	=5,281 t

資料：農林水産省「食料需給表」「農林水産統計年報」

(自給率動向)

漁獲量については、資源保護の観点より、平成22年度の漁獲量を維持しますが、消費量については、食育等の活動を通じ、平成17年度ベースに増やすことを目指します。

※本計画で使用した1人当たり消費量は、全国平均であり、本市の場合はもう少し消費量が多いと考えられるが、統計資料がないため、今後、データ収集方法などを検討する必要がある。

5) 果樹の自給について

数値目標	H 1 7	H 2 2	H 2 9 (目標)
収穫量(t)	38,914	20,442	20,000
作付面積(ha)	3,060	2,430	2,400
自給率 (%)	519	335	222
必要数量	43.1*173,983	36.6*166,532	58*155,320
(kg*人口)	=7,499 t	=6,095 t	=9,008 t

資料：農林水産省「食料需給表」「農林水産統計年報」

(自給率動向)

国は、1日200グラムのくだもの食べるキャンペーンを行っているが、現状ではその消費量が半分にも満たないため、1人あたりの年間消費量の目標を、その8割の5.8kg/年とします。なお、生産量は、現状を維持します。

第5章 国政等に対する対応について

本市の農林水産業は、零細であり、国が目指す農林水産業の経営とは、多くの点で異なる状況にあります。また、農業に関しては、永年の米の生産調整やオレンジ自由化による廃園奨励など、農業者の生産意欲を減退させてきました。その結果、農業者の高齢化が進み、多くの農地が荒廃農地となっています。国は、遅ればせながら、農林水産業の再生に向けて、動き始めています。

今治市は、安全な農林水産物を生産する者を、地域の基幹産業である農林水産業の担い手として位置付けて振興しており、国や県等の補助制度等については、その担い手にとって有益な場合は、積極的に活用していきます。

現在活用をしている国の制度としては、経営所得安定対策、新規就農総合支援事業、中山間地域等直接支払交付金、環境保全型農業直接支援対策などが挙げられます。

また、県の制度としては、集落営農育成強化対策事業、愛媛水田農業経営確立対策事業、果樹戦略品種等供給力強化事業などが挙げられます。

それ以外に、提案型補助採択事業についても、検討を行い、活用を図ります。

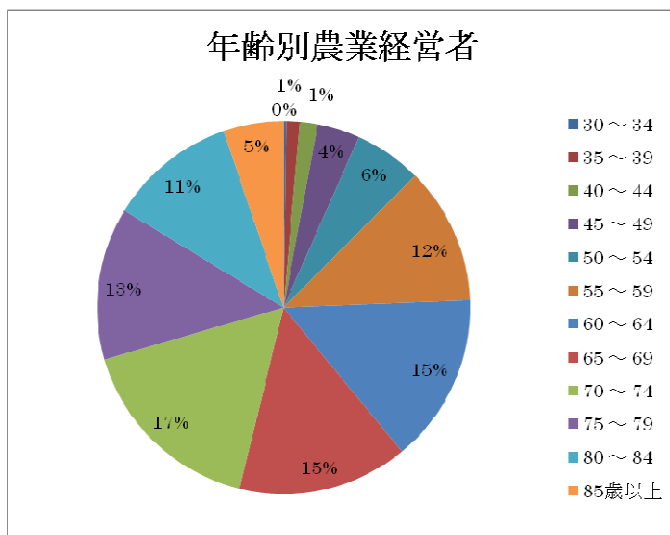
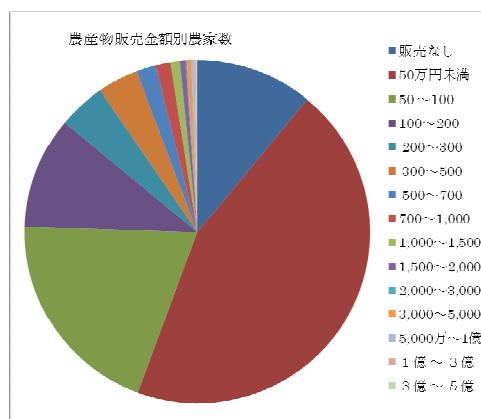
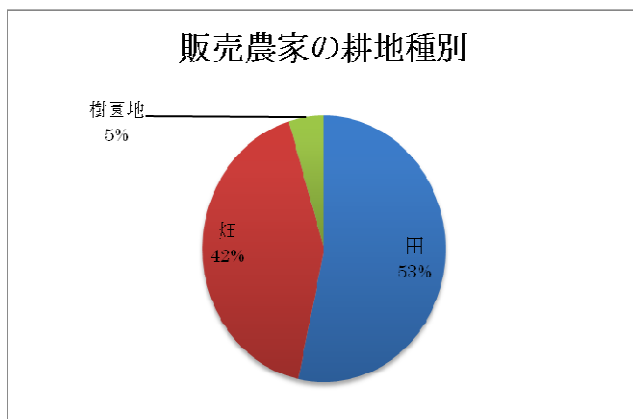
さらに、農地の基盤整備や水路・農道等の施設整備及び漁港整備などについては、その地域の実情に応じ、順次実施していきます。

森林については、間伐や枝うち等森林管理の上で必要な作業を国や県の事業を活用する中で計画的に整備を行い、森林の機能維持を図ります。

第6章 各地域別農業の状況（2010年農林業センサスより）

なお、2010年農林業センサスについては、旧市町別データが一部開示されていないため、開示データにより集計する。

1) 今治地区



(基礎数値)

販売農家の耕地面積 802ha

農家総数 1,756戸 (内販売農家数 923戸)

販売農家数 923戸

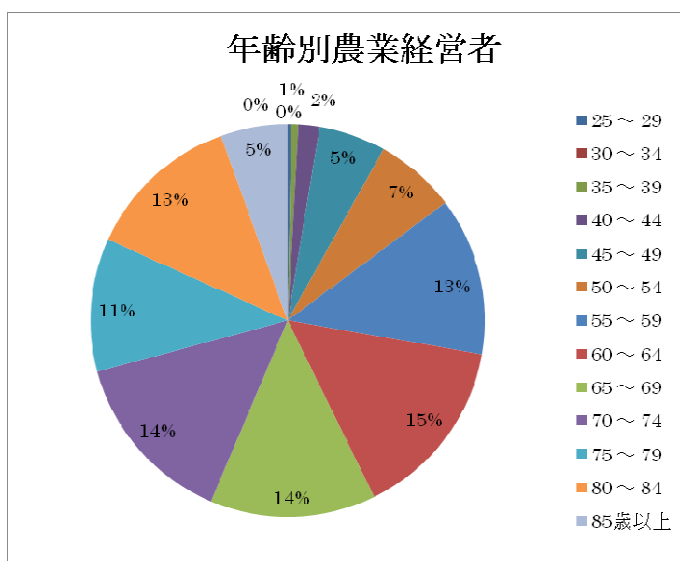
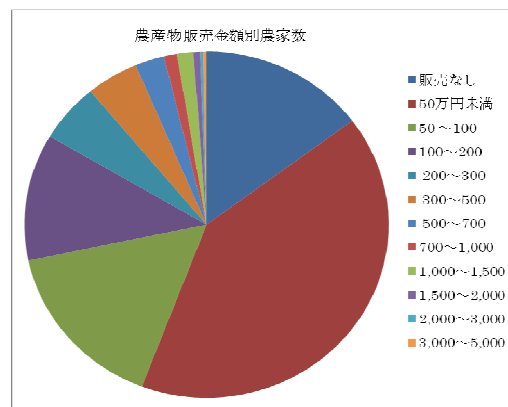
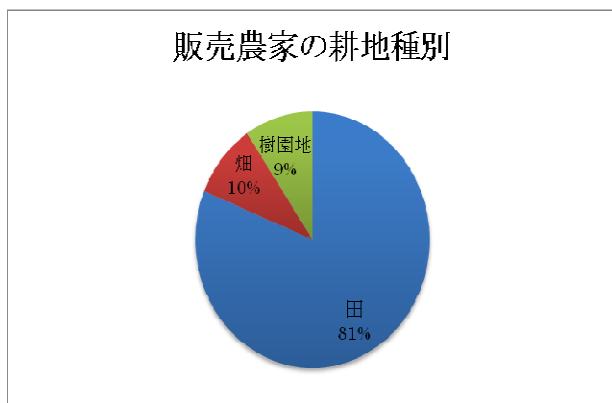
主業農家数 133戸 (農業所得が主で、1年間に60日以上農業に従事する65歳未満の世帯員がいる農家)

自給的農家数 833戸 (耕地面積が30a未満かつ農産物の販売金額が50万円未満の農家)

土地持ち非農家数 1,189戸

今治地区は、水田を主体とした経営であり、自給的農家数が多いうえ、販売金額が50万円以下の零細農家が半分を占める地区である。また、65歳以上の農業経営者が概ね2/3を占める状況にある。専業農家は、施設栽培（野菜・花き）を主体とし、水稻・麦を組み合わせた複合経営が中心である。営農組織については、集落営農組織が3地区（松木・上下本郷・立花）に設立され、地域の水田を担う組織として活動している。

2) 朝倉地区



(基礎数値)

販売農家の耕地面積 351 ha

農家総数 477 戸

販売農家数 346 戸

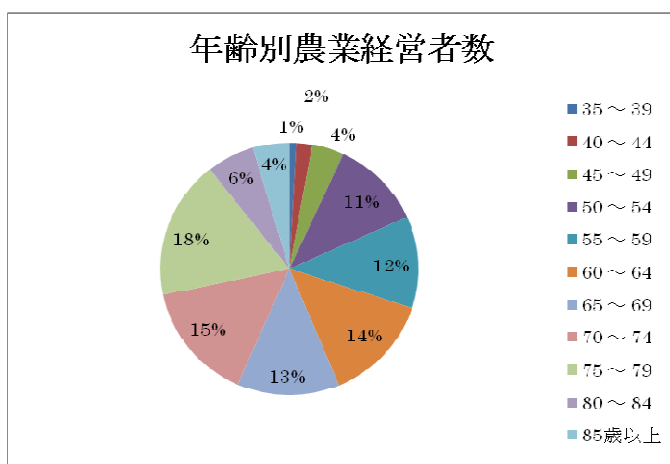
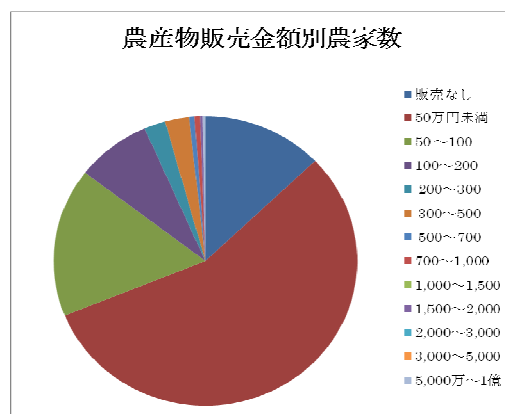
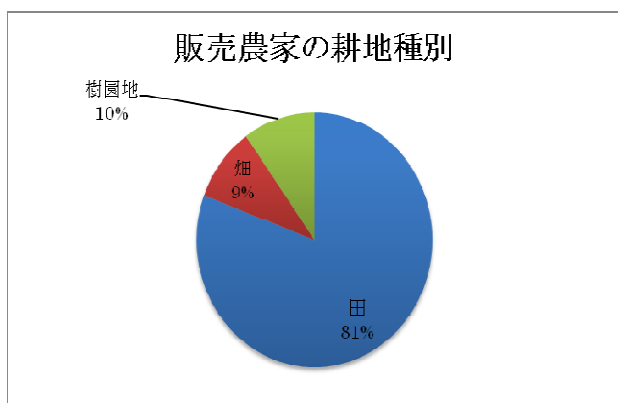
主業農家数 45 戸 (農業所得が主で、1年間に60日以上農業に従事する65歳未満の世帯員がいる農家)

自給的農家数 131 戸 (耕地面積が30a未満かつ農産物の販売金額が50万円未満の農家)

土地持ち非農家数 189 戸

朝倉地区は、平坦農業地域から山間農業地域にあたる水田を主体とした経営であり、販売金額が50万円以下の零細農家が半分強を占める地区である。また、65歳以上の農業経営者が概ね2/3を占める状況にある。専業農家は、施設栽培(野菜・苺・花き)とたばこ栽培が主であったが、葉たばこの生産調整により、サトイモ等露地野菜の栽培に取り組み始めている。水稲及び麦栽培については、基盤整備がされており機械の大型化による効率的な作業が可能であり、栽培面積の大きな認定農業者が数名と集落営農組織が1組織(上朝地区)設立され、地域の水田を担う者として活動している。

3) 玉川地区



(基礎数値)

販売農家の耕地面積 266ha

農家総数 578戸

販売農家数 350戸

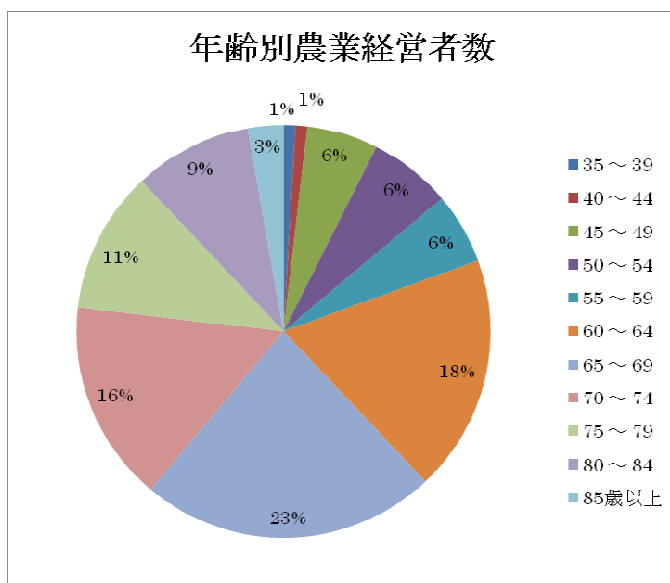
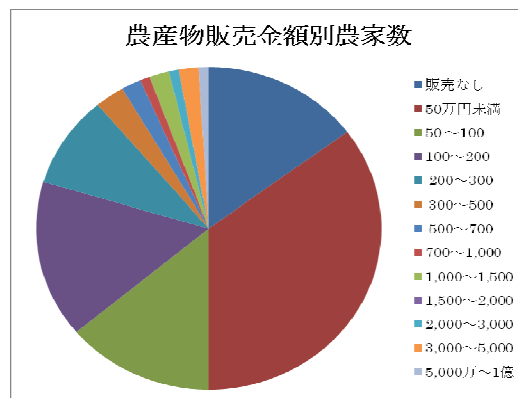
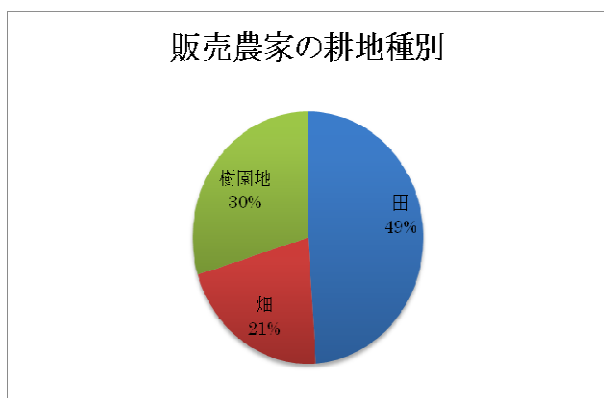
主業農家数 28戸 (農業所得が主で、1年間に60日以上農業に従事する65歳未満の世帯員がいる農家)

自給的農家数 228戸 (耕地面積が30a未満かつ農産物の販売金額が50万円未満の農家)

土地持ち非農家数 229戸

玉川地区は、平坦農業地域から山間農業地域にあたる水田を主体とした経営であり、販売金額が50万円以下の零細農家が2/3を占める地区である。また、農業経営者のうち、65歳以上の農業経営者が概ね1/2を占める状況にある。専業農家は、施設野菜を主に米等を含んだ複合経営が中心である。水稻及び麦栽培については、一部基盤整備がされており機械の大型化による効率的な作業が可能であるが、組織化は進んでなく、中山間直接支払制度を活用し、地域住民で何とか地域の水田を保全する活動に取り組んでいる。

4) 波方地区



(基礎数値)

販売農家の耕地面積 9.3 ha

農家総数 256 戸

販売農家数 108 戸

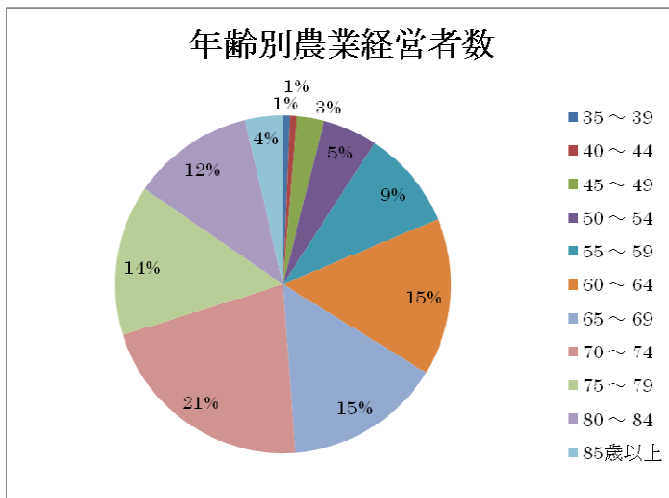
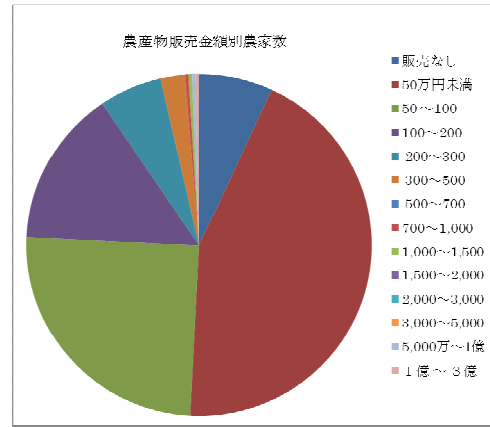
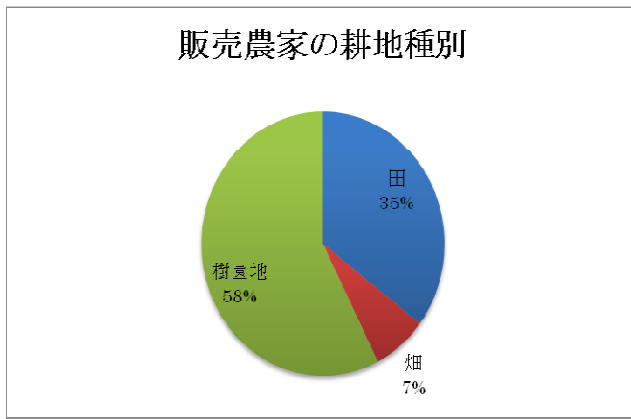
主業農家数 24 戸 (農業所得が主で、1年間に60日以上農業に従事する65歳未満の世帯員がいる農家)

自給的農家数 148 戸 (耕地面積が3.0a未満かつ農産物の販売金額が50万円未満の農家)

土地持ち非農家数 217 戸

波方地区は、果樹・野菜・水稲と多様な経営をしており、販売金額が50万円以下の零細農家が半数を占める地区である。また、農業経営者のうち、65歳以上の農業経営者が2/3を占める状況にある。専業農家は、果樹及び野菜が中心である。水稲については、経営規模が小さく、また集落営農組織も進んでいない。また、樹園地についても、柑橘をはじめ落葉果樹まで栽培しており、多様な品種を栽培している。畜産業については、市内が一番肉用牛の盛んな地域である。

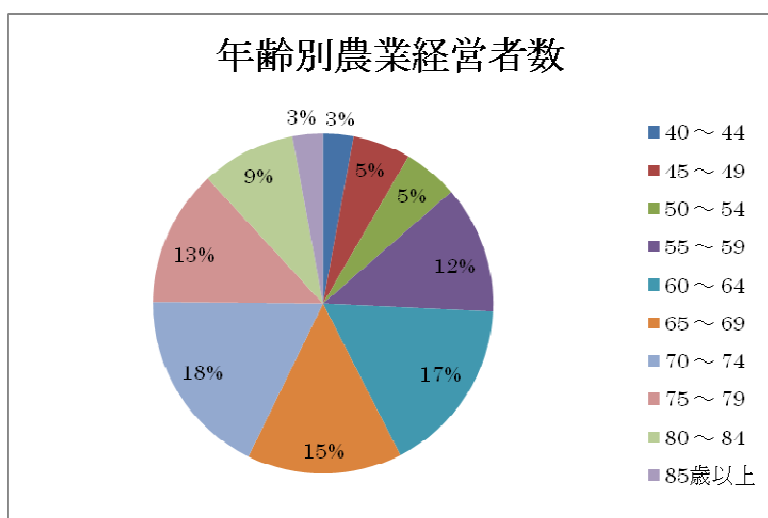
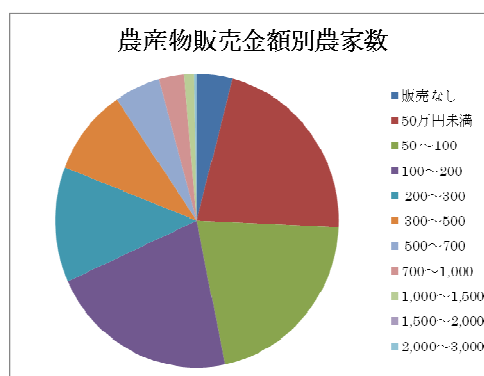
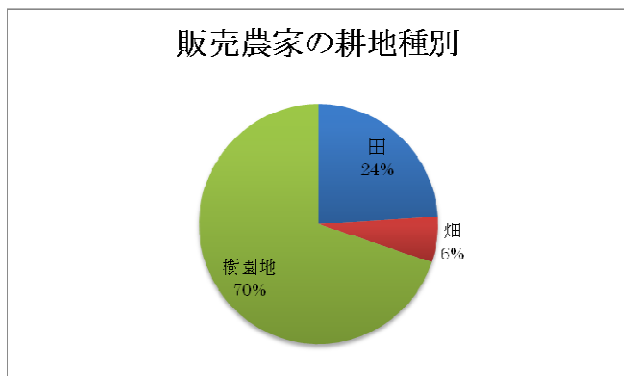
5) 大西地区



販売農家の耕地面積	2 6 3 ha
農家総数	478 戸
販売農家数	305 戸
主業農家数	37 戸 (農業所得が主で、1年間に60日以上農業に従事する65歳未満の世帯員がいる農家)
自給的農家数	173 戸 (耕地面積が30a未満かつ農産物の販売金額が50万円未満の農家)
土地持ち非農家数	209 戸

大西地区は、平坦農業地域から中間農業地域にあたる果樹を主体とした経営であり、販売金額が50万円以下の零細農家が半分の地区である。また、農業経営者のうち、65歳以上の農業経営者が概ね2/3を占める状況にある。専業農家は、果樹経営が中心である。水稻及び麦栽培については、一部基盤整備がされており機械の大型化による効率的な作業が可能であり、ブロックローテーションに取り組み、集落営農組織化は進んでいる。また、樹園地についても、畑地整備を行い営農組織による取り組みが始まっている。

6) 菊間地区



(基礎数値)

販売農家の耕地面積 391 ha

農家総数 504 戸

販売農家数 305 戸

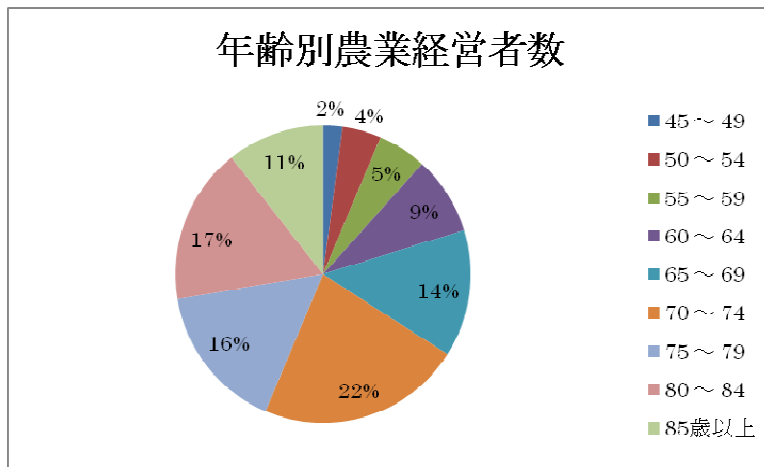
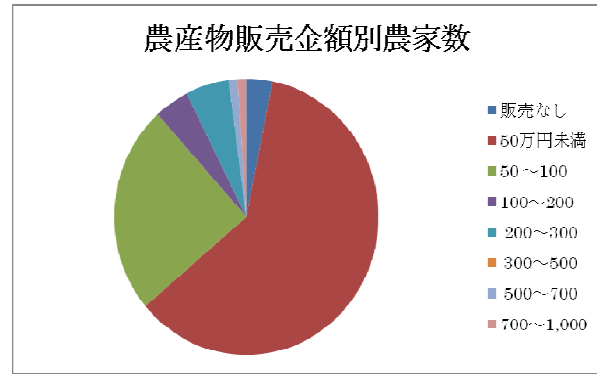
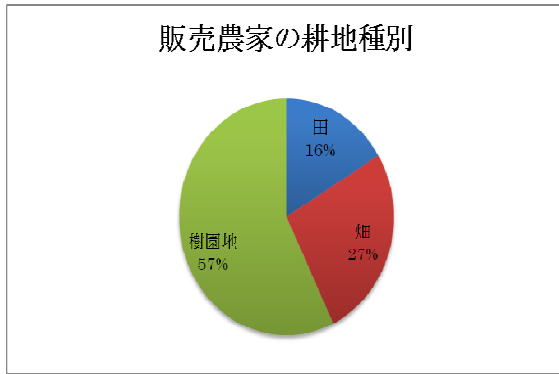
主業農家数 91 戸 (農業所得が主で、1年間に60日以上農業に従事する65歳未満の世帯員がいる農家)

自給的農家数 158 戸 (耕地面積が30a未満かつ農産物の販売金額が50万円未満の農家)

土地持ち非農家数 275 戸

菊間地区は、果樹経営を主体としており、販売金額が50万円以下の零細農家は1/4と割合は少なく、他の地区に比べ300万円以上の農家が多い地区である。また、農業経営者のうち、65歳以上の農業経営者が概ね2/3を占める状況にある。専業農家は、かんきつ栽培が中心である。水稻については、経営規模が小さく、また集落営農組織も進んでいない。また、樹園地については、園地整備に取り組み、後継者も市内で一番多い地区である。畜産業については、市内で一番養豚、養鶏の盛んな地域である。

7) 吉海地区



(基礎数値)

販売農家の耕地面積 50 ha

農家総数 278 戸

販売農家数 99 戸

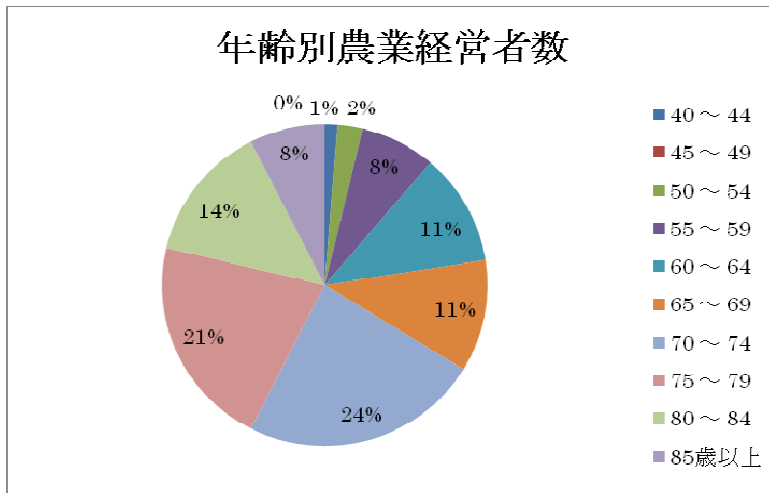
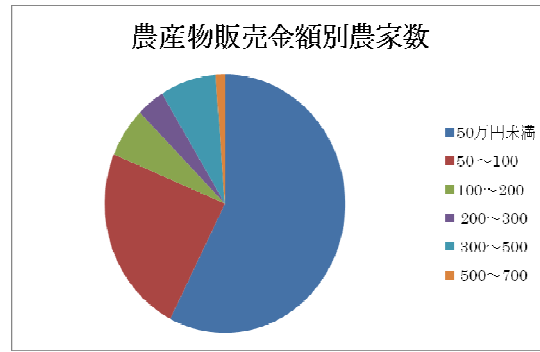
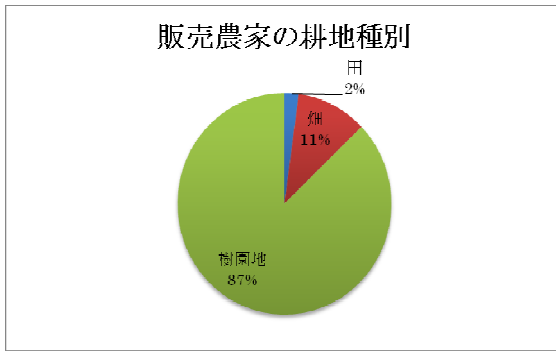
主業農家数 13 戸 (農業所得が主で、1年間に60日以上農業に従事する65歳未満の世帯員がいる農家)

自給的農家数 179 戸 (耕地面積が30a未満かつ農産物の販売金額が50万円未満の農家)

土地持ち非農家数 451 戸

吉海地区は、果樹経営を主体としており、販売金額が50万円以下の零細農家が2/3を占める地区である。また、農業経営者のうち、65歳以上の農業経営者が概ね3/4を占める状況にある。専業農家は少なく、さらに土地持ち非農家の割合が高く、地域の農地を保全する事が困難になってきている状況にある。専業農家の経営状況は、施設野菜が主体であり、果樹を複合的に取り組んでいる。

8) 宮窪地区

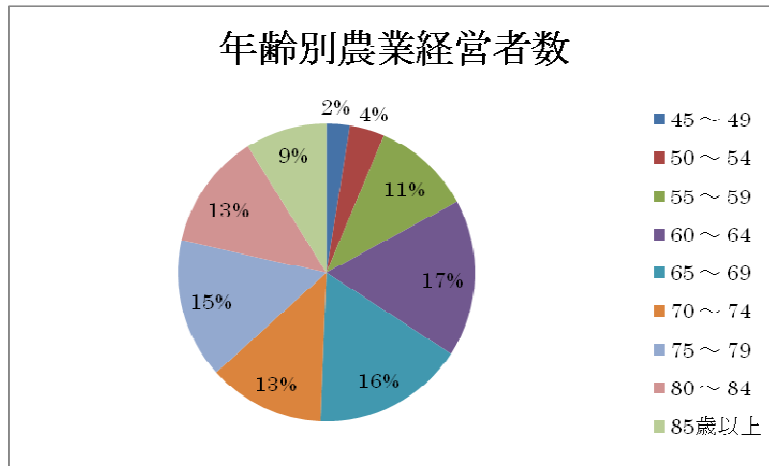
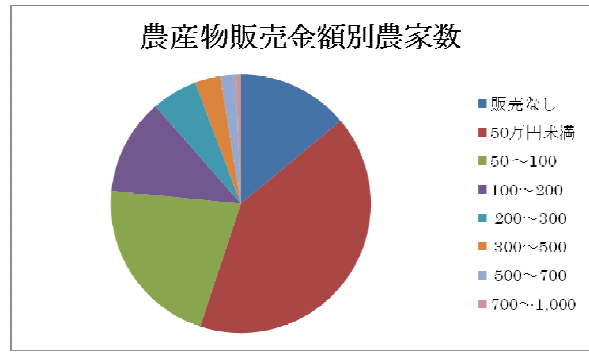
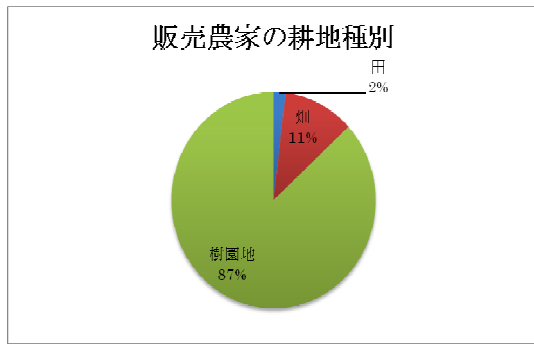


(基礎数値)

販売農家の耕地面積	47 ha
農家総数	166 戸
販売農家数	80 戸
主業農家数	18 戸 (農業所得が主で、1年間に60日以上農業に従事する65歳未満の世帯員がいる農家)
自給的農家数	86 戸 (耕地面積が30a未満かつ農産物の販売金額が50万円未満の農家)
土地持ち非農家数	248 戸

宮窪地区は、果樹経営を主体としており、販売金額が50万円以下の零細農家が2/3を占める地区である。また、農業経営者のうち、65歳以上の農業経営者が概ね3/4を占める状況にある。専業農家は、市内で一番少なく、その上、一部の地域に集中しており、多くの地域では農地を保全する事が困難になってきている状況にある。専業農家の経営状況は、果樹を主体に野菜を複合的に取り組んでいる。

9) 伯方地区



(基礎数値)

販売農家の耕地面積 106ha

農家総数 292戸

販売農家数 158戸

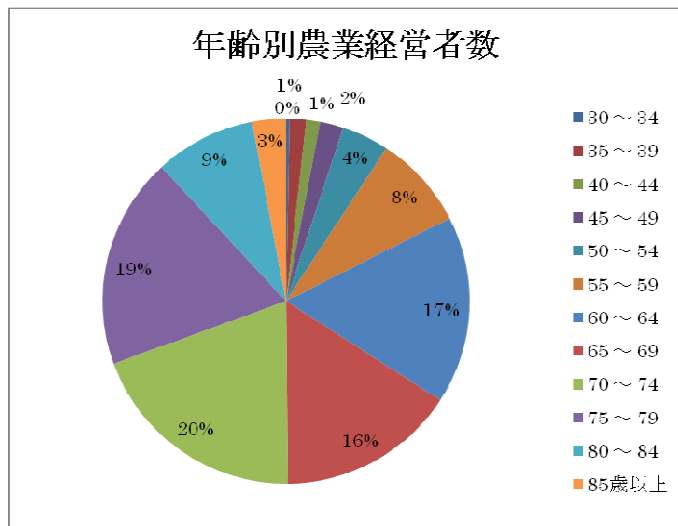
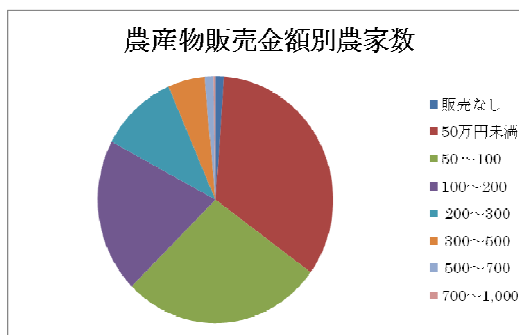
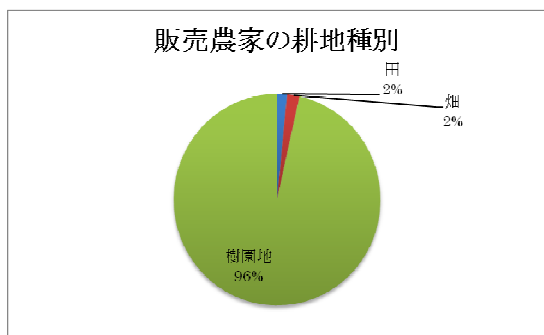
主業農家数 27戸 (農業所得が主で、1年間に60日以上農業に従事する65歳未満の世帯員がいる農家)

自給的農家数 134戸 (耕地面積が30a未満かつ農産物の販売金額が50万円未満の農家)

土地持ち非農家数 442戸

伯方地区は、果樹経営を主体としており、販売金額が50万円以下の零細農家が1/2を占める地区である。また、農業経営者のうち、65歳以上の農業経営者が概ね2/3を占める状況にある。専業農家は少なく、農地を保全する事が困難になってきている状況にある。専業農家の経営は果樹が多いが、施設野菜・施設花卉にも取り組んでいる。

10) 上浦地区



(基礎数値)

販売農家の耕地面積 262ha

農家総数 446戸

販売農家数 337戸

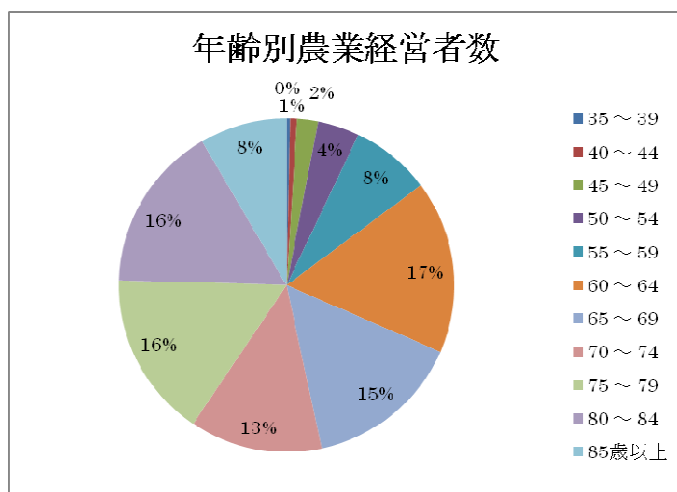
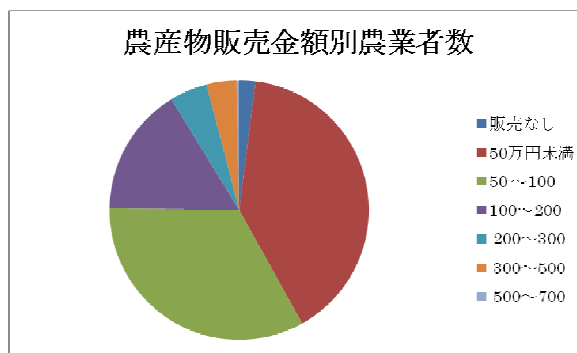
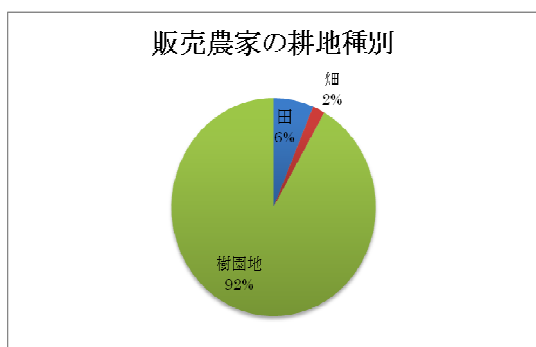
主業農家数 81戸 (農業所得が主で、1年間に60日以上農業に従事する65歳未満の世帯員がいる農家)

自給的農家数 109戸 (耕地面積が30a未満かつ農産物の販売金額が50万円未満の農家)

土地持ち非農家数 383戸

上浦地区は、果樹経営を主体としており、販売金額が50万円以下の零細農家が1/3を占める地区である。また、農業経営者のうち、65歳以上の農業経営者が概ね2/3を占める状況にある。専業農家は、一部の地域については後継者もおり、市内でも後継者が多い地域である。専業農家の経営は、果樹が大半であるが、施設野菜等にも後継者が取り組んでいる。

1 1) 大三島地区



(基礎数値)

販売農家の耕地面積 2 0 7 ha

農家総数 465 戸

販売農家数 298 戸

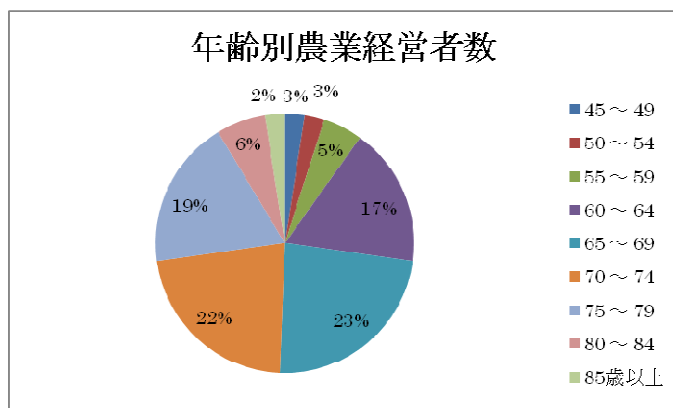
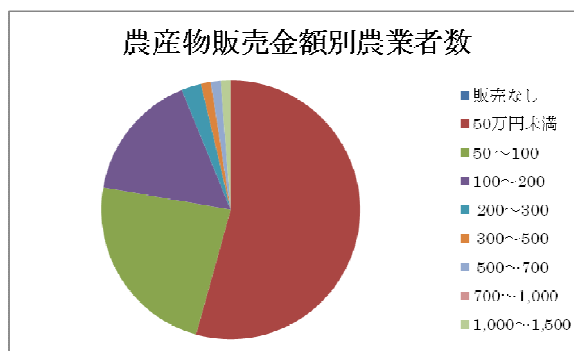
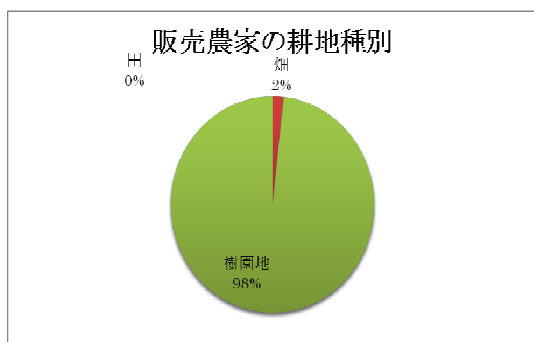
主業農家数 81 戸 (農業所得が主で、1年間に60日以上農業に従事する65歳未満の世帯員がいる農家)

自給的農家数 167 戸 (耕地面積が30a未満かつ農産物の販売金額が50万円未満の農家)

土地持ち非農家数 344 戸

大三島地区は、果樹経営を主体としており、販売金額が50万円以下の零細農家が概ね1/3を占める地区である。また、農業経営者のうち、65歳以上の農業経営者が概ね2/3を占める状況にある。専業農家は、少なく農地を保全する事が困難になってきている状況にある。専業農家の経営は、果樹が大半である。

1 2) 関前地区



(基礎数値)

販売農家の耕地面積 57 ha

農家総数 114 戸

販売農家数 81 戸

主業農家数 16 戸 (農業所得が主で、1年間に60日以上農業に従事する65歳未満の世帯員がいる農家)

自給的農家数 33 戸 (耕地面積が30a未満かつ農産物の販売金額が50万円未満の農家)

土地持ち非農家数 30 戸

関前地区は、果樹経営を主体としており、販売金額が50万円以下の零細農家が2/3を占める地区である。また、農業経営者のうち、65歳以上の農業経営者が概ね3/4を占める状況にあるうえ、特に若い農業後継者が不存在の地区である。専業農家の高齢化が進み、急傾斜の果樹園地が大半であり、農地を保全する事が困難になっている状況にある。専業農家の経営は、果樹が大半である。

今治市農林水産業振興計画

平成25年6月

発行 今治市

〒794-8511 今治市別宮町1丁目4番地1

(電話番号 0898-36-1542 fax 番号 0898-32-5266)

編集 今治市農水港湾部農林振興課地産地消推進室

E-mail nourin@imabari-city.jp

(無断転載・複製を禁じます。)